

令和 8 年 3 月定例会会議録

令和 8 年豊郷町議会 3 月定例会は、令和 8 年 3 月 9 日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第 121 条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めた者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

上 下 水 道 課 長	中 山 圭 史
教 育 次 長	西 山 喜代史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書 記	加 藤 咲希子

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

中島議長 皆さん、おはようございます。少し定刻より早いですが、第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時59分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、12番、今村恵美子君、1番、長谷川貴康君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員 議長。

中島議長 鈴木君。

鈴木議員 おはようございます。では、一括質問をいたします。

まず、冷暖房費の拡充について、町長に問います。

昨年の12月議会で、2026年度当初予算について質問いたしましたが、その中で、冷暖房費助成を現行の8,000円から1万円に増額をし、対象も現行の65歳以下の障害者、母子家庭に拡充することを提案いたしましたところ、「具体的な内容については、現段階ではお答えできません」とのことでありましたが、どうなったのか、明らかにしていただきたいと思います。

改良住宅譲渡事業の進捗状況と今後について、町長に問います。

改良住宅譲渡事業について、次の点を明らかにしてください。

1点目、譲渡事業開始当時同対象戸数など、2点目、譲渡事業の進捗状況と問題点、課題、3点目、今後この事業をどのように進めるのか、明らかにしていただきたいと思います。

3点目、生ごみ処理機の故障に伴う対応について、町長に問います。

生ごみ処理機が故障していると聞きますが、次の点について明らかにされた

い。

1 点目、生ごみの処理に支障はないのか、2 点目、今現在はどのように対応をされているのか、3 点目、今後どのようにしていくのか、明らかにしていただきたいと思います。

4 点目、豊郷町地球温暖化対策実行計画（原案）について、町長に問います。

今、3 月 6 日まで豊郷町地球温暖化対策実行計画（原案）についてのパブリックコメントが実施されていましたが、次の点について明らかにしてください。

1 つ、パブリックコメントが何件あったのか、2 つ目、その内容がどのようなものであったのか、明らかにされたい。

最後に、町長、教育長に問います。

豊郷町史の進捗状況について問います。

今年の春の発行を目指して、豊郷町史の編さんが進められていますが、次の点を明らかにしてください。

1 点目、予定どおり、今春の発行になるのかどうか、2 点目、戦後 80 年の節目の年に当たる昨年 10 月、「豊郷町史編さん調査報告書 豊郷に残る戦争の記録」が社会教育課から発行されていますが、どこにどれだけこの記録を配付されたのか、説明をお願いしたいと思います。

保健福祉課長 議長。

中島議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 改めておはようございます。それでは、鈴木議員の冷暖房費の拡充について問う、についてお答えします。

冷暖房費につきましてご提案いただきましたが、町独自で様々な事業を行っている中で、非常に厳しい財政状況の中ではありますが、継続的に行っていく事業と考えているため、現状、事業の拡大は大変厳しく、令和 8 年度につきましても、現状のままで行っていく予定でございます。何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

人権政策課長 議長。

中島議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、鈴木議員の改良住宅譲渡事業の進捗状況と今後について問うの質問について、人権政策課からお答えいたします。

まず、①の譲渡事業開始当時の対象戸数などについてですが、当初、対象戸数は建設戸数の 184 戸でございます。

次に、②の譲渡事業の進捗状況と問題点、課題についてお答えいたします。

まず、譲渡状況といたしまして、当初 184 戸のうち、平成 23 年から現在ま

で譲渡した件数は75戸でございます。このことにより、残りの譲渡対象戸数、といたしまして、109戸から返還住宅25戸、保護世帯15戸を差し引くと実質の譲渡戸数、残戸数は69戸でございます。譲渡の問題点と課題については、以前からの問題ですが、入居者の高齢化、住宅を管理する後継者の不在、建物の老朽化により円滑な譲渡が見込めない現在の状況でございます。実質譲渡69戸の中にも、高齢者のみで後に住む方がいない場合や、譲渡後に自分で修繕管理等ができない場合等、建物の老朽化に伴い入居者の高齢化も進み、今後、譲渡困難者が増えていく傾向にございます。

このことから、③の今後どのように進めるのかについてですが、残りの譲渡対象者に譲渡に向け粘り強く交渉するとともに、基本方針の再検証を行っています。

以上です。

住民生活課長 議長。

中島議長 森住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員の生ごみ処理機の①から③のご質問にお答えをいたします。

現在、生ごみ処理機は3号機とデモ機の2台で稼働しています。今年度11月に2号機が故障し、修繕が見込めないことが判明したため、1月に2号機をレンタルデモ機に入れ替えました。これまで100キログラムの処理機が2台でしたが、デモ機は30キロの処理能力しかないので、入りきらない場合は、リバーセンターへ搬入しています。

このことから、令和8年度予算に新しい処理機の経費を計上させていただきました。本定例会で議員の皆様にご審議いただき、新年度予算が可決されましたら、新しい生ごみ処理機4号機を購入し、3号機と4号機で本町の生ごみ処理事業を継続していきます。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、10番鈴木議員の豊郷町地球温暖化対策実行計画（原案）について問うのご質問にお答えをさせていただきます。

地球温暖化対策実行計画のパブリックコメントについては、先週金曜日の6日まで実施しまして、1件もございませんでした。

以上です。

教育次長 議長。

中島議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、鈴木勉市議員の豊郷町史の進捗状況について問うのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、予定どおり今春発行になるのかについてですが、第4巻、資料編の確認作業を終え、現在印刷に取りかかっており、令和8年3月下旬に図書が納品される見込みです。4月以降にお読みいただけるよう現在準備の方を進めているところでございます。

2点目の豊郷に残る戦争の記録をどこにどれだけ配付したかについては、冊子を200冊印刷し、国立国会図書館へ3冊、滋賀県立図書館へ2冊、県内の市町図書へ53冊、町内の小中学校、幼稚園、保育園へ12冊、資料提供者や調査協力者へ25冊、報道機関へ5冊、文化教養講座の受講者へ9冊、観光ボランティアガイドへ3冊、新聞記事を読まれた方や図書館で閲覧された方で、社会教育課にお問合せいただいた方へ30冊の合計142冊を配付しております。

以上です。

中島議長 再質問ありますか。

鈴木議員 はい。

中島議長 再質問。

鈴木議員 まず冷暖房費についてですが、事業の拡充は考えていない、現状のままでという回答だったと思いますが、昨年9月議会でも、この冷暖房の財源について質問をしました。その回答は、令和7年度分は令和6年度の重点支援地方交付金を充てたと。そして昨年の6月議会の補正第1号で、重点支援地方交付金、推奨メニューの2,628万5,000円の中から充当され、残りの分は水道基本料金の減免分に充当をされていまして。2月の臨時議会で、物価高騰対策分の交付金のうち、冷暖房費に充てるとして973万6,000円、下水道の基本料金分1,518万などに充当され、令和8年度に繰り越しになりました。つまり、令和7年度分は、令和6年度の重点支援地方交付金、令和8年度分は、令和7年度の物価高騰支援金で充当されるという動きなんです。

変則的な運用なんです。令和7年度事業も令和8年度事業も繰越明許になりますので、実は令和7年度の当初予算にも主要予算にもこの冷暖房費事業は上がってなかったんです。今年度も令和7年度の物価高騰対策を繰越明許で上げますから、今年度令和8年度の当初予算にも、冷暖房費の事業は当初予算には上がってないんです。繰越明許ですから。ですから、もちろん主要施策の事業にも上がってないです。非常に国の交付金が遅くなっているという動向もあるかも

しませんが、やはりこれはちょっと変則的な財政運営になっている。

単年度会計ですから、これはやっぱりそういうふうにしちっと運用をしていくべきではないかということ指摘をしておきたいと思います。

さて、繰り返しになりますが、昨年の１２月で、現行の８，０００円から１万円にすることをしたらどうかということ求めました。また、６５歳以下にまでについても、例えば障害手帳を持っている方とか、それから母子家庭の方とかというふうに拡充をしてはどうかということ求めました。

２月の臨時議会で、来年度のこの事業が、先ほど申し上げましたように、今回の政府の物価高騰対策支援金が助成で充当することに繰越明許になりましたので、昨年と同額の９７３万６，０００円が繰越明許になっていますから、この分はもう事業費として担保されている、あるんですね。１２月議会で提案した事業が、ずっと提案した中身は約１，５００万ですので、既に９７３万６，０００円が担保されていますが、あと５００万増額すれば、１２月議会で提案したものができるんですが、いかがでしょうか、回答をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再質問にお答えいたします。

おっしゃるように、毎年８，０００円、当初は１万円で、８，０００円ずつという形の中ですけれども、当初は冷房費だけで、暖房費も増やしていった。これは国の要するに電力費の高騰対策で実施したものであって、それがやはり継続してやっていこうという形の中で、いかにして財源を確保していくかということで、国から下りてきたときには国の財源をつかって対応させていただこう、国からないときは一財で皆さん方にやっていこうと、そういう思いでやっておりますので、その点だけのご理解をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木議員 議長。

中島議長 再々質問。

鈴木議員 再々質問です、町長の答弁もそれなりに理解はいたしますが、例えば昨年も９７３万６，０００円、全く同額が繰越明許になっているんですね。実際は、昨年度の決算を見てみますと、８８０万ぐらいですから、１００万ぐらい予算額と実施額であって、その分は繰越明許ですから繰越明許の不用額ということで、決算書には載っているんです。もう少し粘り強く町長が言われたように、１，５００万というのは、先ほど１５００万と言ったのは、これは８，０００円を１万円にし、６５歳以上の身体障害者をお持ちの方や母子家庭を対象にす

ると1500万円なる。だけど、現行の8,000円を1万円にするだけだと、私の試算ではあと200万で済むんです。実際は100万ぐらいは予算と実施額にしますから、せめてこのぐらいは町長、検討をお願いできないかと思うんですが、いかがでしょうか。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは再々質問にお答えします。

おっしゃる意味は十分に分かるんですけど、やはり継続して、ちょうどしっかりあのときは続けてやってくれるのかということの中で、できたらこれを継続してどこにも例のないことですから、国の対策の後に続けてやっていくとなると、そういう形で若干5,000円のやつを両方で1万円ということでしたけど、4,000円ずつで8,000円ということとさせていただいております。この前もお話ししましたように、ちょっと今年度、来年度が大変厳しいということもありますので、そういった中でこれを乗り越えて、やはり余裕が出てきた状況の中であつたら、また担当側の方も、それは十分考えられるところもあるだろうと思いますし、そういうことで、ぜひともやはり基金まで取り崩してやっていこうということ、健全財政を保っていきたいと思いますので、その点ご理解のほどよろしく願いいたします。

中島議長 それでは次の質問行ってください。

鈴木議員 改良住宅の件ですが、事前に担当課ともお話をさせていただいてたんですが、改良住宅譲渡事業の現状、到達点や課題がかなり浮き彫りになったのではないかなというふうに考えるんです。改良住宅の当時の建設戸数が184戸、そのうち譲渡が終わったのが75戸、町へ返還されて返還済みのやつが25戸ですから、現在、改良住宅へ入居されておられるのがこの数字で言うと84戸、今84戸です。ところが、その84戸の内訳を見ますと、84戸のうち生活保護世帯が15戸、生活保護世帯は改良住宅の譲渡の対象にはなりませんから、この15戸を差し引くと、現在の譲渡の対象戸数が69戸です。ちょっと聞き忘れたんですが、この69戸の中に比較的新しい地区内住宅が、地区内に建設された新しいものがありますが、これがこの69戸の中に含まれているのかどうか判明しませんでしたので、後で教えていただければと思います。

そして私が何より気にしているのが、取りあえず69戸とします。その69戸のうち承継された世帯が42戸あるんですね。もう事業が始まってから50年になりますから、ああそんなになるのだなと実感をしているんですが、最後に、回答でも少し詳しく課長が述べられましたけど、その69戸のうち42戸が承

継世帯で、65歳以上の高齢者だけの世帯が20戸あると。これも例えば後継者がいなくて生活困難、そういう状況が明らかになりました。

最初に繰り返しておきたいと思いますが、この改良住宅譲渡事業は一般法の地区改良住宅法により事業が行われて、国からの補助金は当時の同和対策事業特別措置法、事業法ですか、これが適用されてほかの事業が国の補助金が3分の1であるのに対して基本的に3分の2の補助、最高であれば96%になるという計算が当時ございましたが、ほかの事業よりも補助率が有利に行われました。その中の住宅地区改良法の事項には、耐用年数が45年の4分の1、11年3か月が過ぎれば名義人に払い下げることができるとあって、県下の各地で譲渡事業が実施をされました。基本的には、名義人に払い下げというのが原則で、譲渡事業が進められてきたというのが基本だと思います。

先ほどの回答で、町に返還されたのが25戸、残された対象が65戸で、繰り返しそのうちの承継世代が42戸ある。承継というのは、事業当初の名義人がお亡くなりになったなどの理由で確か3親族6親等の対象者がその名義を承継する、引き継ぐということだと思うんですが、事業が始まってから50年以上が過ぎていきますから、当初の名義人から多く名義人が変わっているということは、あるだろうということで分かります。ただ、残された対象戸数69戸のうち、名義人が変わっている住宅が42戸で大方6割にもなります。私が考えるのは、名義人から変更で承継した方々が先ほど言いましたような当初の事業の原則、譲渡を受けると譲渡されるというのを理解されているのかどうか、この点の理解がないとなかなか譲渡事業というのは進まないのではないかとというふうに考えるわけです。事業を承継された方は当然若い方だと思いますので、若い方なら耐用年数がもう45年を過ぎていきますから、耐用年数が過ぎたコンクリートの家を自分のものにそのまま持っているというのも、できるのであれば町に返還しようとするのも無理がない考えだと思います。入居者から返還したいという要望があれば、行政は原則的には、これは返還を受け入れなければならないとされていますから、今、返還された戸数が25戸なんですが、さらにこれから町に返還されてくるとい戸数が多くなるのではないかとというのが、予想されるのではないかと。

さらに先ほども言いましたが、69戸のうち65歳以上の高齢者だけの世帯が20戸、これも3割です。こういう状況は、譲渡事業を開始したときにはあまり想定されていなかった。想定外という言葉がいいかどうか分かりませんが、新しい課題ではないかというふうに考えています。

その意味では、譲渡事業そのものを抜本的に見直す時期にあるのではないか

というふうに思うんです。先ほど課長の粘り強く説得をして進めていきたいという考え方が、その粘り強く事業を進めていく方針そのものを現時点でいま一度見直す必要があるのではないかと思いますので、回答をお願いいたします。

人権政策課長 議長。

中島議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。先ほど、基本方針の再検証を行って、今も議員のおっしゃるとおり、検証していくべきではないかというお話の中で、当町といたしましても、改良住宅はいろいろ課題等が散在しておりまして、今後残された譲渡の件数につきましても、今議員がおっしゃったとおり、承継世帯が42あって、高齢者が20ということですので、今後30件弱が対象物件になってくるかとは思っております。その中で、マスタープランでも5年間、令和5年から令和9年の間に基本方針の再検証ということが明記されておりますので、その辺を踏まえ、25件の返還住宅がございますが、これに地方交付税措置を受け入れるというようなことがありますので、その辺も見据えた上で、今後、返還住宅等、動向を踏まえながら、今まで譲渡した方々の公平性を加味しながら譲渡推進を行っていきたいと思っております。

以上です。

中島議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 生ごみ処理機の問題ですが、昨年11月でしたか、2号機が故障して、今、デモ機で、デモンストレーション機2台で稼働していったら、もともとのごみ処理機は100キロの処理機です。このデモンストレーション機が30キロの処理能力しかないということですから、入り切らないごみはリバースに持ち込まざるを得ませんから、また、この分だけの生ごみの量が増えてしまうということになるのかと思います。

先ほど令和8年度予算に新しいごみ処理機の予算を計上しているとのことでしたが、ちなみに幾ら計上されているのか、幾らの予算で計上されているのか、説明をお願いしたいと思います。

実は生ごみ処理機の問題については、令和5年6月と12月議会で質問をいたしました。その6月議会で、ごみ減量の実績を質問したところ、令和4年度は量が増えたけれども、その原因が、当時生ごみ処理機が、1号機ですが1台故障して、当時コロナもありましたが、半導体の関係で10か月納入が遅れた物理的な要素があったことも分かってごみの量が増えたという回答でした。そこで、じゃあ2号機、もう1台の耐用年数はどうかと質問いたしましたら、2号機は、平成25年度に購入をしており、1号機も大体10年で故障したので、耐用年数的

住民生活課長

中島議長

住民生活課長

鈴木議員

2 – 11

頑張っていたいていました。ぜひそういう取組を、もっと規模を広げて昨日は残念ながら非常に寒かったのであれですけども、これからも引き続き継続して取組を行っていただきたいということを要望いたしますが、回答をお願いいたします。

住民生活課長 議長。

中島議長 森住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

生ごみ処理機の財源内訳ですけれども、令和８年度の財源内訳表を見ましたら、歳出の財源充当表のところの２４ページですけれども、生ごみ減量堆肥化推進事業で、特定財源その他というので１，０１０万円入っておりまして、一般財源が１，１８２万４，０００円となっております。歳入の財源充当表ですけれども、３５ページと３８ページの方に、生ごみ減量堆肥化推進事業に財源が入っております。担当課としましては、生ごみに特化した補助制度が国や県にあれば、もうすぐにでも活用したいという思いです。

また、昨日のエコフェスタにつきましては、鈴木議員さんに来ていただきまして、ありがとうございました。犬上郡３町でエコフェスタの方を開催させていただきました。来年度も継続していく予定をしておりますので、また議員の皆様よろしくをお願いいたします。

以上です。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは再々質問に、あるいは概要の説明が課長の方からありましたけれども、この生ごみの処理機は国なりにないかということで、ずっと要望もしたりやっているのですけれども、なかなか出てこないということで、また、県の方には、やはり地球温暖化や脱炭素というのやったらこういう形でやっているの、小さいながらやっているところにもきっちり支援をしてくれるようにということでずっと県要望もさせていただいておりますので、なかなか、そういう形の中で実らないのが今現状ですので、どうぞご理解のほどよろしくをお願いいたします。

中島議長 再質問をしてください。

鈴木議員 地球温暖化計画ですが、残念ながらパブリックコメントの応募が１件もなかったというんですが、私は今年うちの字で豊郷町廃棄物減量等推進協議会の委員をさせていただいているんですが、１月１４日に開かれた今年度２回目の委員会の開催で、パブコメされた豊郷町地球温暖化対策実行計画の原本が委員に送られてきて、意見があれば委員会でということで発言をさせていただいた

んですが、その発言したものが文書で担当者からいただけたらと、それがパブリックコメントになるのかどうか分かりませんが出しておきました。

そこで書かせていただいたのは、3点だけです。一番気になったのは、原案の位置づけの中で、彦根・犬上・愛知一般廃棄物ごみ処理基本計画との整合性を図るというのが計画の位置づけでありましてね、今このごみ処理施設がどうなるのか分かりませんが、私的に基本的にあれっと思ったのは、地球温暖化対策と、ごみ処理施設の建設と整合性を持たせると、どういう整合性を持たせるのかというのがちょっと腑に落ちないなと思ったので、この点について、まだ原案ですので検討すべきではないかということをも1点だけ申し上げておきたい。

私が書かせていただいたのはあと2点です。

1つは、把握しきれない具体的な課題や取組状況を確認するために主要事業者3団体へのヒアリングを実施したと、コンサルの方から説明があった。ここで言う把握しきれない具体的な課題というのがちょっとよく分からないんですが、これは正本になってからまた質問させていただきたいと思いますが、そのときに、この主要事業者3団体はどこかというふうにお聞きしたら、豊郷病院と彦根ゼラチンとアキレスにヒアリングしたということですが、この点については、また、正本ができた時点で議論したいと思います。

3点目は、地球温暖化対策を進める上での、何が一番課題ですかというふうにお聞きすると、一番多かったのが、資金確保が課題だというのがあったんですが、行政としての課題になってくるなと思うんですが、この2点目と3点目はまた、正本ができた時点で議論をさせていただきたいと思うんですが、いずれにし1点目の、ごみ処理基本計画と整合性を図るについては検討をするべきではないかと思うのですが、回答をお願いしたいと思います。

総務課長兼

企画振興課長

中島議長

総務課長兼

企画振興課長

議長。

清水総務課長。

それでは、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

原案の6ページの第2章の計画の基本的事項というところに、議員がおっしゃったように、彦根・愛知・犬上地域一般廃棄物処理基本計画等との整合を図りますという言葉がございます。これにつきまして、議員おっしゃっていたごみ処理施設と、この温暖化の整合というよりは、ここの彦愛犬の方の基本計画もごみ減量のことが基本的に行っている部分がございますので、これでごみ減量で二酸化炭素温暖化対策というところを整合を図りにいくということでございます。

ので、施設どうこうと整合を図るということではないということです、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

中島議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 結構です。次に行きます。

最後の質問ですが豊郷町史についてお伺いします。これから、報告書の配布とかいうのはまた後で述べますが、私もいただいてきたんですが、これが「豊郷に残る戦争の記録」という発行されました報告書なんですが、そのご挨拶の中で、教育長がこう述べられています。少し長文になりますが、ご紹介をさせていただきます。

「今年、私たちは戦後８０年という節目の年を迎えています。町史編さん事業における調査では、これまで戦争に関する様々な証言をお聞きし、それを物語る資料にも多く触れてきました。戦地に出征された方、この地で銃後の務めを果たされた方、それぞれが命をかけて時代を生き抜いてこられた経験と記憶を、記録として次の世代につなげていくことの意義を改めて感じています。本書が戦争の記憶を受け継ぎ、平和の意味を考えるきっかけとなれば幸いです」というふうに、書かれています。

全面的に私もこのご挨拶に同感をいたしたいと思います。また、昨年１１月２９日の中日新聞びわ湖版には次のような記事がありました。タイトルは、「貴重な軍事郵便、書庫に残る旧豊郷小旧校舎群」というタイトルの見出しの記事でありました。その中で、町史編さん委員で、和歌山大学准教授の橋本唯子さんが、「学校に届いた軍事郵便が残っているのはとても珍しく貴重な資料だ」というふうに話されています。この戦争の記録には、軍事郵便や出征の写真、満蒙開拓青少年義勇軍の写真など、銃後の豊郷の人々の暮らし、豊郷に疎開した児童など、本当に貴重な記録が掲載されています。

また、今、隣保館で実は特別展示、「カラーで蘇る戦時中の豊郷」というタイトルで、復元された多くの写真が展示をされています。私も見に行ったら、その中には私の知り合いの親戚の方が日の丸で出征をされる写真が写っていました。さらに、中学校の卒業式に私も参加させていただきましたが、その中で、卒業生が在校生に向かって言った巣立ちの言葉の中で、「私たちは戦争のない平和な社会を望みたい」という趣旨の発言を卒業される３年生が発言をしました。久しぶり感動してうれしかった。

そういう意味では、ぜひそういうこういう記録をもっと広めていただきたいというふうに思うんですが、先ほどのお話では、国や県の図書館、それから町内

の自治体や報道機関等に配付をされたということですが、やはりこういう貴重な記録はもっと町民の中で広めていくということをぜひやっていただきたいというふうに思うんです。

例えば予算がない中かもしれませんが、増す刷りをして町民の皆さんにお配りをするとか、それから、何かそういう企画展とか何でもよろしいんですが、例えば8月には戦争展がロビーで開かれていますけども、せっかくの記録ですので幅広い活用をお願いしたいと思うんですが、最後に回答を教育長お願いいたします。

教 育 長 議長。

中島議長 堤教育長。

教 育 長 鈴木議員さんの豊郷町史の進捗状況について問うという中で、豊郷に残る戦争の記録というところに注目していただいたこと、大変ありがたく思います。過日の中学校の卒業式でも卒業生が述べていましたし、我々は、いかにして戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代につなげていくかということが大事です。そしてそれともう1つ、今生きておられる方々にそれを広めていくということも非常に大事だと思っています。そういった意味では、この貴重な資料をどのように活用していくか、より多くの人に見ていただきたいと思いますし、関心も持っていただきたい。ということは、このことを私自身の課題として、今後捉えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

中島議長 再々質問は。

鈴木議員 もういいです。

西澤議員 9番。

中島議長 次に、西澤博一君の質問を許します。

西澤議員 それでは、一般質問をさせていただきます。何回か何回もここへ座るとやっぱり緊張します。

町長へ、自治会存続と行政の支援体制について。自治会（区）の活動が衰退あるいは消失した場合、地域のつながりが希薄化し、結果として、政への協力体制の構築が困難になると考える。行政にとっても、自治会や地域住民の協力を欠いた状態では協働のまちづくりは成り立たないのではないか。一方で、自治会においては、地域の高齢化や運営役員の担い手不足など様々な課題を抱えているのが現状であります。そのような状況の中で、自治会と行政が連携していくための方策については、将来を見据えた対応を行わなければ、自治会の継続自体困難になることも想定される。

以上のような観点から、以下の点について、執行部の答弁を求めます。

①自治会の解散が生じた場合、行政としてどのような対応を行うのか。

②行政と専門的な知見を有する学識経験者による審議会または検討会の設置を検討する考えはないのか。

③ボランティア実務士の資格を有する学生や非常勤職員を自治会支援のために配置する考えはないのか、答弁を求めたいと思います。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、9番西澤議員の自治会の存続と行政の支援体制についてのご質問にお答えします。

まず1点目の自治会の解散をした場合の行政の対応ですが、行政としましては、そうならないために相談に乗らせていただきたいと思います。また、地域住民の負担を少なくするために、各種補助金での金銭面での支援や、役員の負担を減らすために、結ネットをはじめとするデジタル化の支援などをさせていただいておりますので、今後も引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の審議会や検討会の設置についてですが、自治会の存続等に関しては、やはりその地域に住む住民一人ひとりの意識の問題で、行政と学識経験者が話し合って解決策が見つかるものではないと考えます。地域の皆さんから、地域住民が講演を聞きたいであるとか、ワークショップをしたいであるとかのご要望であれば、その際には、しかるべき方を招聘することをご相談に乗りたいと考えています。

最後に3点目のボランティア実務士ですが、ボランティア実務士は全国大学実務教育協会が認定する国際的なボランティア活動に必要な知識、技術、実践能力を持つ者に与えられる資格ですので、ご質問の趣旨には沿わないのではないかと考えるものでございます。

以上です。

中島議長 再質問ありますか。

西澤議員 総務課長から答弁をいただきました。自治会というのは、区というのは、やはり区民の中でいろいろな形でやっているのが、今言われたようにそのとおりでございます。しかし、自治会と区、行政の連携は、今までからも配りものとかいろいろなもので協力しているものでありますので、やはりその点については、ただ自治会は自治会の中でやるよというのは、そこら辺は今、ご存じのとおりと思

いますけども、どこの字においても少子高齢化、やはりうちの字においても、高齢化の方が多く、役員を重ねてやっていただかいただいている方もおられます。しかし、若い世代、30代、40代の方々に区の役をやってくれと言われても、なかなかそれは職場で自分の仕事を持っているためなかなかできない部分もあるので、そういうようなことも含めて、ただ自治会から要望があればどうだというのではなしに、行政の方も、やはり自治会の立場となったその中の組織の考え方等を考えていただいて対応していただきたいと思います。

そして、行政の専門的な知識ということの②でございますけども、この点については、全国的にいろんな自治会等が消滅しているのはたくさんあると聞いております。ただうちのこの豊郷町については、まだ田舎ということもありまして、各字が自分の字を守っていこうというのがあるんですけれども、やはり将来を見据えた場合に、今後若い方が、各字の何かの役についたときには、そういうようなことで、そういう専門的な学識経験者のアドバイス等もいただいてやるのも、それも1つの方法ではないかと思います。

今の総務課長の答弁によりますと、やはり自治会は自治会の中で物事を進めていただきたいというような私はとったんですけども、それではなしに、やはり行政の方も定期的に自治会の役員さん方の交流会をしながら、いろんな意見等々を聞いて、行政の方でアドバイス等々をしていただきたいと思います。

本当に、16ある字の中でどこの字においても、今後のことについて大変心配しておられる方、これから10年先を見据えたときに、本当にこの字があるのかなということも、耳にすることもありますので、そういうことも含めて考えていただきたいと思いますが、再度答弁を求めたいと思います。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、西澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

各自治会につきましては、配布物等々で種々ご協力をいただき本当に感謝をしているところでございます。また、各自治会の高齢化については、私も住民でするので、ひしひしと感じている部分はございます。一方で、行政の方も同じで、少子化の影響を受けまして、職員の成り手がなくなるとか、財源が厳しくなってくるという問題もございますので、どこまでご支援ができるかというところは、おいおい検討が必要ではないかというふうに思っています。

また一方で、自治会の在り方についても大きな転換期を迎えているのではな

いかというふうに私も個人的に感じているところでございます。県の方でも19市町のコミュニティー施策の担当が寄りまして、もう十年、二十年ぐらい前からこれからの自治を考える研究会とかいうのがありまして、そういうところでも、やっぱり滋賀県内、北から南まで全ていろいろ課題を持っておられるということで、でもやはり特効薬的な解決策はないので、やはり住民皆さんの一人ひとりの意識を変えていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、今後ともいろいろな面にわたりまして、ご支援をさせていただきたいと思いますので、またご協力の方よろしくをお願いします。

以上です。

中島議長 再々質問はありますか。次に行ってください。

西澤議員 町長、教育長、子どもたちを取り巻くデジタル環境についてですけど、近年、スマートフォンやタブレットなど、子どもたちに普及しており、自分専用のスマホを持つ子どもたちが増加し、スマホ利用の低年齢化が進むと同時に、SNSの利用も低年齢化しています。使い始めの理由は、緊急時の連絡、子どもに欲しいと言われたから、友達が持ち始めなどの理由が最も多く挙げられます。子どもたちの脅威となっているのは、SNS等の利用した人間関係のトラブル、誹謗中傷、仲間外れ、個人情報流出、性的被害等であり、あるいは重大な犯罪に巻き込まれるケースまでが増加している現状があります。

最近ではGIGAスクール構想の影響もあり、親より子どもの方がスマートデバイスを使いこなす、大人の私たちの方がついていけずに、子どもが何をしているか分かっていないというのが実態かもしれません。これらは、親の目に届きにくい場所に進行し、深刻化する傾向があります。

まずは、子どもたちがインターネット上でどんなことをしているのか、どんな情報に触れているのかを知ることが非常に大切であると思いますが、これがなかなか困難です。最近ではインターネットやSNSを利用しないことによる不利益も多くなって、今後遠ざけるという選択肢はほぼないと思います。

そこで、子どもたちをSNSから遠ざけるではなく、有用さと怖さを学び、モラルを持って賢く付き合うことが重要であると考えます。

こうした社会的な問題は、学校や教育行政だけで解決できることではないと承知していますが、子どもたちが犯罪等に巻き込まれるのを未然に防ぐにも、できる限り対策を実施することが何より重要であると思います。町長と教育長には、何をすべきかお考えを、答弁をお願いいたしたいと思います。

教育次長 議長。

中島議長 西山教育次長。

教育次長 それでは西澤博一議員の子どもたちを取り巻くデジタル環境についてのご質問にお答えいたします。

近年、スマートフォンやタブレット端末の普及により、子どもたちを取り巻くデジタル環境は大きく変化しております。議員ご指摘のとおり、低年齢化やインターネットやSNSを利用する子どもが増える中、誹謗中傷や個人情報の流出など様々なトラブルや犯罪に巻き込まれるリスクが指摘されております。国や関係機関の調査においても、こうしたトラブルは年々低年齢化の傾向にあり、家庭や学校だけで完全に防ぐことが難しい社会的課題であると認識しております。

また、GIGAスクール構想の進展により、児童・生徒がICT機器を日常的に活用する機会は、今後も増えていくものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、本町といたしましては、インターネットやSNSを単に遠ざけるのではなく、正しい知識とモラルを身につけ、安全に活用できる力を育てることが重要であると考えております。

現在小中学校では、ノーメディアチャレンジデーを設け、SNSを含むメディアと距離を置く取組をはじめ、SNS、インターネット等安全教室として、彦根警察署の署員を講師に招き、児童・生徒にSNSの安全な利用についての講話をお願いしたり、生徒による寸劇にてSNSの危険性について訴えるなどの取組を実施しているところです。

学校での取組はもちろんのこと、各ご家庭において、安全なインターネットの利用及びSNSの活用について話し合っていただく機会もまた重要と考えております。

今後も子どもたちが安心して学び、健やかに成長できるデジタル環境づくりに取り組んでまいります。

以上です。

中島議長 再質問ありますか。

西澤議員 再質問を行います。今、教育次長に言われたように、多分私も学校ではそのような対応をとっておられることと思いました。そこでですけれども、SNSのトラブル、いじめ、誹謗中傷、性被害や、また学校現場で深刻化しています、SNSのことはよく分からない、どこまで学校で対応すべきかという不安を抱える教職員の方々もおられると思うんです。その上で、教員がSNSのトラブルを未然に防ぐため、スクールカウンセラーの連携など様々な対応方法があるということをお聞きしました。それについては、学校としては、スクールカウンセラーの連携というので、どのような対応をとっておられるのか、1点まずお聞きしたいと思います。

そして、今出ました家庭のことですけれども、スマートフォンを子どもが部屋に持ち込まない、何時から何時まで使っているのか、そういうようなこともいろいろと家庭の中で問題があると思います。また、聞くところによると、食事をしながら親子でスマホを開いていろんなことをやっているのを聞くんですけども、そういうようなことも含めまして、学校として、これからの対応というか、今聞きましたら、交番署の方々にそういうようなことをお聞きしているということも聞きましたけども、1度、教員と保護者を対象とした、そういうような講演を行ってはどうかと私は思うんです。それによって、また、子どもたちのそういうSNSの誹謗中傷、いじめ問題等々が起こるのが、多少でも未然に防げるような何か方策を考える必要もあるのではないかなと思います。

一部新聞にも載っていましたが、草津市がそのような事件があって、教育委員会は、いじめ防止対策推進法に基づいて重大事態として認定したことを発表したということが、先日、中日新聞にも載っておりました。うちが本町でこういうことが起こった場合、どのように対応するのか、それも含めてお聞きしたいと思います。

事が起こるに当たっては、やはり子ども同士がやっていることが分かるのは、一月後か二月後ぐらいにしかそういうようなことが分からないようなこともお聞きしております。そういうようなことも、いろんなことも含めまして、やはり学校、また家庭、教育委員会というよりも行政、社会全体でどのように進めていくかということが大変だと思います。やっていかなければならないと思います。

先日も、報道機関の中で、毎年そういうような問題等があると、6年連続増加で小学校、中学校のこういう形の子どもが19万6,000人ほどいるようなことも載っておりました。やはりそういうことも含めて本町には、あるかないか私も知りませんが、なければそれでよろしいんですけども、事前にやはりそういうようなことを未然に防げることは未然に防ぎたいと。もし万が一何か起こったときにどのように対応するかということは、常時、定期的にそういうようなことを議論する必要があるんじゃないかと思います。

1つ余談ですけども、そういうSNSのいじめから子どもを守る活動、取組という、全国的にやっておられる方がおられる、全国のICTカウンセラー協会というのはあるんですけども、そこは年間200箇所以上でそういう講演をやっておられると聞きますので、そういう専門的な方々の講演を、繰り返しじゃないですけども、子どもたち、また教職員、保護者に対して、そんなことも聞いて、講演を聞いて、未然に防げる何かの思いつきがあれば、それも1つの方法ではないかなと思うんですけども、どうでございますか。

教 育 長 はい、議長。

中島議長 堤教育長。

教 育 長 西澤議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

何点かありましたけど、まず1点目、スクールカウンセラーをどのように対応しているかということですが、これはもう学校とスクールカウンセラーでもって情報を共有しながら、個々の案件について対応していただいているという状況であります。

また、家庭への教育、啓蒙もありまして、先生方等の講演会をやってはどうかということで、これは例えば例ですけど、日栄小学校では4年生以上の児童とそして警察、そして保護者と交えて正しいSNSの使い方等についての講演会を過去やっております。二、三年前だったと思いますが、やっております。

あと、3点目に草津の事件を話されましたけど、いじめ等につきましては、重大事案というところはそう簡単にはすぐにじゃなくて、協議でもって関係機関と連携を図りながら、この事案については、重大事案として取り扱うということから辺で進めていくっております。そういった場合には、当然、第三者委員会の設定等もありますので、ここら辺は慎重に行っていきたいと、こういうように思っております。

また、SNS等の使い方については、先ほど次長の答弁もありましたけど、これを行ったら絶対大丈夫だということはありません。絶えず、そういったことを啓蒙を図りながら、広めていく。学校だけで当然解決できる問題でもありません。地域の方あるいは保護者の方と連携しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

中島議長 再々質問ありますか。

西澤議員 最後ですけども、子どもたちを未然にそういうようなことから守るというそういう意味合いも含めまして、やはり豊郷町全体にそういう啓発的なことも、皆さんに知ってもらおうということも大事なことがあると思いますので、それは要望としてお願いしたいと思っております。

今後いろんな問題等がありますけども、学校も含め、行政も含めまして、大変ご苦労さんですけども、私たちもやはりそれに関わって、子どもたちを守る立場でおりますので、やっていきたいと思っておりますが、何か情報等々があれば、また、意見交換をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

中島議長 答弁はよろしいですか。

教 育 長 議長。

中島議長 堤教育長。

教 育 長 西澤議員さんの再々質問にお答えいたしたいと思います。

子どもたちを取り巻くデジタル環境は、今後も急速に変化していくものと認識しております。インターネットやSNSは、学習や情報収集、あるいはコミュニケーションの手段として大きな可能性を持ち、また、現在もなくてはならないつつあります。ある一方、使い方によっては、様々なトラブルにつながる可能性もあります。そのため、学校における情報モラル教育の充実に加え、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、子どもたちが安全にデジタル機器を利用できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

今後とも、子どもたちが安心して、健やかに成長できる、デジタル環境に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

中島議長 次に、本田清春君の質問を許します。

本田議員 議長。

中島議長 本田議員。

本田議員 では、一般質問を行います。町長にお尋ねします。防災無線の聞き取りにくさに関する町民からの声についてですが、防災無線が聞き取れないという声を訪問の中で聞かせていただきました。防災無線の設置状況と聞き取れないなどの現状を町は把握しておられますか、明らかにしてください。町内の詳細な状況を把握するために町内アンケート等を実施してはどうかと考えますが、回答を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 4番本田議員の防災行政無線の聞き取りにくさに関する町民からの声についてのご質問にお答えをさせていただきます。

防災無線の受信状況等については、令和5年12月議会で鈴木議員から同様の質問をいただき、お答えをさせていただいておりますので、その際の議事録もご覧いただければと思いますが、聞き取りにくいとの問合せがありましたら、業者を派遣し、屋外アンテナの設置をするなどして聞き取りにくさを解消しております。また、今年度、防災行政無線システムの長寿命化を実施しておりまして、従来の16QAMという方式に加え、KPSK方式の電波を発信するように、送

信装置の更新を行いました。新しい方式では性能が上がり、町内全域で屋外アンテナなしで受診できるようになります。その受信には、従来の個別受信機ではなく、新たな受信機が必要となりますので、まず、受診しづらい家庭に配置していき、数年かけて順次新型に更新していきたいと考えています。

以上のことから、アンケートの実施は考えておりません。

以上です。

中島議長 再質問はありますか。

本田議員 次に行きます。

広報とよさとへの区民活動紹介記事掲載について、町長にお尋ねします。

広報とよさとには町内の行事が紹介されていますが、区民の活動を紹介する記事を入れてほしいという要望を受けています。地域のつながりを深めるためにも、足を運んで区民の活動を記事にしていくことが求められると考えますが、回答を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、4番本田議員の広報とよさとへの区民活動紹介記事掲載についてのご質問にお答えをします。

現在、町の広報は各課からのお知らせ、行事予定表や各種団体の取組、発表のほか、町の話題としてイベント等を掲載しています。区民活動の紹介については、町内全域にお知らせする方がよいと考えるものは従来から掲載をしておりますので、今後も取材をさせていただき、引き続き掲載していきたいと考えております。

しかしながら、紙面の都合もありますので、全ての行事を掲載することは不可能でありますし、各字で広報を発行しておられる字もあるので、地域のつながりは各地域で深めていただければと考えます。

以上です。

中島議長 再質問はありますか。

本田議員 では今の回答を受けてですが、広報とよさとの記事についての内容についての概要は、お聞きしたとおりですが、他の区ではどんな活動をしているのか知りたい、自分たちの区民の活動も紹介してほしいという要望があります。そういう声に応えることには、編集する側が実際に足を運んで記事にすること以外ではできないと思います。先ほどの質問の中でもありましたけども、自治会活動への行

政の支援としても、こうした他の区の活動状況の交流というのは、広報で行うことが必要ではないか、そうすることで一層充実した内容になると考えるんですが、再度回答を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、本田議員の再質問にお答えをさせていただきます。今おっしゃったように他の字の活動が知りたいでありますとか、そういうことにつきましては、広報でお知らせするのもいいかとは思いますが、現在でもちょっとあれですけど、社会教育大会等で、各分館の取組を発表する場が既にございます。そこに参加していただければもうその広報を見ずとも、よその字がどういうことされておられるかというのは分かるというような仕組みが既にございますので、そちらを利用していただければというふうに考えます。

以上です。

中島議長 再々質問はありますか。

本田議員 広報は、全員が目にするものでありますので、だから集会に参加して、そこで学ばよいいという回答では少し納得できないと思うんです。多くの今、問題として、自治会活動を今後継承するということは大きな課題になっていると思うんです。町内としても。それを、自治会活動というのは面白いし、やりがいもあるし、自分の中での時間はある程度さいてもやってもいいという思いを助長するということは、集会に参加しない若い人たちにとっても大事だと考えますが、再度回答を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、本田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

自治会活動は種々やりがいもあるということは、もう議員のおっしゃることにも私も賛同をするものでございます。しかしながら、各字でこういう活動をして、こういうことがありましたというのは、字の方で広報を発行しておられる字もたくさんあります。その中でやはり区民に活動の意義等を知ってもらうというのを、やはり区の方の役割ではないかということを考えます。

2回目の再質問のときは、他の字のお話でしたし、今回については、各個人へ

のあれですので、ちょっと内容も対象が違いますのでちょっと変わった答弁になりますけど、そういうことでございますので、これからも区の方で皆さん盛り上がっていただけたらというふうに考えます。

以上です。

中島議長 次の質問に行ってください。

本田議員 次の質問で一部訂正をさせていただきます。8万円となっていますが4万円に訂正させていただきます。

町長にお尋ねします。機関紙「虹」を発行する団体に補助金4万円支出の根拠を問うということで、「虹」愛知・犬上同和対策税運営協議会は、広報とよさととともに年1回住民に配布されている機関紙である。町はこの協議会に4万円の補助金を支出しているが、その補助金支出の根拠を明らかにされたい。

税務課長 議長。

中島議長 山田税務課長。

税務課長 それでは、本田議員の協議会への補助金支出の根拠についてのご質問にお答えいたします。

初めに補助金となっておりますが、協議会への分担金として4万円を支出しておるものでございます。また、根拠につきましては、本協議会の規約に、本会の会計は、分担金、補助金及びその他の収入をもってこれに充てるとありますので、この規約に基づいて支出しております。

以上です。

中島議長 再質問はありますか。

本田議員 「虹」を発行するこの団体は、規約を読みますと、運動団体とともに愛知・犬上税務職員も構成団体に加わっているとなっております。今日でも公務に関わる方が、こうしたこの団体に加わっているんですか。知っていれば教えてください。

次に、この団体の目的として、同和対策審議会答申の精神にのっとりと冒頭に書かれています。同和対策行政は2001年に終結し、2002年から同和行政は終結したのではないんですか。同和対策審議会答申を受けてのその後の同和問題の解決のために、1982年に地域改善対策特別措置法がつくられ、そこでは周辺地域との一体性の確保が強調されました。同和問題の解決は周辺地域との障壁、わだかまりを解消していくことです。同和問題の解決のためにも特定の団体に対する特別と見られかねないような対応はやめるべきではありませんか。さらに、特別措置法が終結して、もう既に25年が経過しています。根拠のないまま、分担金を支出する行為はやめるべきではありませんか。質問のお答えをお願いします。

税務課長 議長。

中島議長 山田税務課長。

税務課長 それでは、本田議員の再質問にお答えいたします。

まず組織としては、愛知・犬上の税務職員、また部落解放同盟の滋賀県連合会愛知・犬上郡の各支部の代表をもって構成されております。また、この会についてですけれども、この会につきましては、昭和52年に発足して、49年という長い歴史がございます。今日まで同和問題の早期解決と地域住民の経済力の向上、また、生活の安定のため、税務行政の立場から、様々な取組が進められてきました。でもまだまだ課題が解消しているとは言えない現状でございます。特に今もなお、教育、就労、産業など格差が存在している面があることから、本協議会の取組を進めるとともに、差別事象が今なお発生している現実を踏まえ、そうした問題解決のためにも、人権感覚をより一層職員として深める、高める必要がございますので、この活動につきましては、まだ大切だと考えておりますので、今後とも協議会の方を存続させていく必要があると考えております。

以上です。

本田議員 再々質問。全く納得のできない、法を無視したような発言だというふうに思いました。

まず、この協議会の目的の後半部分では、関係団体との連携の下で対象地域住民の経済力の向上、生活の安定に寄与することを目的とすると書いているんです。これ規約の目的のところですよ。しかし、今申しましたように、2001年に同和行政はもう終結しているんです。同和地区の住民を意味する対象地域住民という概念すらもうなくなっているんです。同和行政が2002年4月から終結し、行政は、法律に基づいて公平公正に予算を支出すべきではありませんか。法律がなくなったならばやめるべきではありませんか。回答を求めます。

税務課長 議長。

中島議長 山田税務課長。

税務課長 本田議員の再々質問にお答えいたします。

目的のところに、確かに関係機関との連携の下、対象地域住民の経済力の向上、また生活の安定に寄与することを目的とするとございます。先ほども申し上げましたが、特に、今もなお差別事象がある中で、そうした問題解決のために、まだまだ必要だと考えておりますので、今後とも継続させる必要があると考えております。

以上です。

中島議長 次の質問に行ってください。

本田議員 介護保険料の値上げと町民への影響について町長に伺います。

第9期介護保険料が大幅に値上げされて、少ない年金額から介護保険料が天引きされ、暮らしが一層大変になったと町民から相談を受けています。こうした声は町にも届いていると思いますが、その内容を明らかにしてください。また、急激な物価高騰が続き介護保険料が高過ぎて暮らしを圧迫しているという声を町行政としてどのように認識されているか、回答を求めます。

医療保険課長 議長。

中島議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 本田議員の介護保険料の値上げと町民への影響のご質問についてお答えします。

介護保険料の値上げに伴う町民からの相談については、現時点では受けておりません。また、急激な物価高騰が続き、介護保険料は高過ぎて暮らしを圧迫しているということにつきましては、第9期介護保険事業計画に基づき、適正な介護保険事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中島議長 再質問ありますか。

本田議員 9期が始まった2年前、2024年から介護保険に対する町民からの問合せはないのですか。今年がないということですか。その点についてお願いしたいのと、介護保険が始まる前までの高齢者福祉というのは、特別老人ホームや、ホームヘルパーも、国が50%で、県が25%、町が25%でほぼ全額税金で支払うシステムでした。ところが介護保険が始まった2000年4月、国が50%から25%に、県が12.5%に、町も12.5%となって、税金は50%にまで減りました。保険料を27%と23%に分け、23%分を高齢者で割って支払うという方針、こういう今の現在のシステムです。

現在、物価も高くなっていく中で、国も物価高騰対策交付金を支給しています。しかし、介護保険料は安くはなりません。むしろ2年前から急に高くなって支払いが大変になったというのが町民の声です。今年も7月頃、介護保険料の支払い通知が各家庭に届くと思われそうですが、通知を受け取った途端、また不満の声が広がってくることは明らかです。このような町民の不安はどのような理由で不満が広がっていくのかということを、町はどのように受け止めておられますか。お聞かせください。

中島議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 本田議員の再質問にお答えさせていただきます。

介護保険制度につきましては、支え合いの制度だと認識しております。サービ

スを使いたい、使わざるを得ない方が増えれば増えるほど負担が上昇し、サービスを使わずに、生活できる人が増えれば負担は減少するものと思っています。介護保険料の算定に対しましては、必要なサービスに基づきまして、試算させていただき、国、県、町の持ち出し分がどれだけあるのか、また基金がどれだけあるのかなどもに基づきまして、介護保険料の方を決定させていただいているところでございます。

以上でございます。

本田議員 最初の。

医療保険課長 不満が広がっていくのか。

本田議員 違う違う。町民からの問い合わせは9期が始まってからはないという意味ですか、今年だけなのかということ。

医療保険課長 申し訳ございません。介護保険料につきましては、今年度に限らず昨年度につきましても、お聞きさせていただいてないと認識しております。

以上でございます。

中島議長 再々質問ありますか。

本田議員 介護保険については、今年は9期の最後の年となりますが、来年度、介護保険給付準備基金見通しで見ますと430万ほど残していますね。第10期介護保険料の改定ももう考えておられると思いますが、引下げはあるんでしょうか、見直しをお示してください。

医療保険課長 議長。

中島議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 本田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

介護保険料の引下げについてはどうかということですが、今現状につきましては何ともお答えすることができかねます。今後、第10期に向けまして、サービスの見込み量が幾らになるのかというのが見える化システム等を使いまして、来年度試算の方をさせていただきますので、現時点で申し上げることができません。

以上でございます。

中島議長 次の質問に入ってください。

本田議員 町長、教育長にお尋ねします。学校体育館の空調設備導入の前倒しを。

12月議会において学校体育館空調設備は令和11年度から中学校、12年度日栄小学校、13年度豊郷小学校で冷房設備が導入されるという計画ですが、現状の6年生は冷房のない暑い中学校体育館での活動を余儀なくされます。近隣地区での実施状況を踏まえ、子どもたちが快適に活動できるよう、学校体育館

への空調設備導入を前倒しで実施すべきと考えますが、市長の見解と、具体的な検討状況の回答を求めます。

教育次長 議長。

中島議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、本田清春議員の学校体育館の空調設備導入の前倒しをのご質問にお答えします。学校体育館への空調設備の設置については、先の令和7年12月議会でお答えしたとおりであり、現時点では前倒しについては考えておりません。ご理解をお願いします。

以上です。

中島議長 再質問ありますか。

本田議員 町が示した計画では、一番早い中学校で4年後です。豊郷小学校は6年後です。体育館のエアコンの必要性は理解しているとの答弁を繰り返しておられますが、それでも緊急に行うということになっていません。こんな暑い中で活動させて、学校で子どもを守れるのですかと問いかけたいと思うんです。次長は昨年の6月議会において、学校体育館の空調設備の加速化に向けては、国の方も認識しておりまして、新たに臨時特例交付金を創設したり、補助金が従来の3分の1から2分の1に引き上げるなど、財源の方も確保されていますと、こういうふうに答弁されています。

昨年12月において、私は文科省から通達の通達を示して、学校体育館の空調設備率が2割にとどまっており、さらなる設置促進が必要な状況であると指摘しました。早急に取り組むべきであるということで、次長は回答の中で、このように述べています。1校1億円の工事であるとしても、補助金の対象になる、5,000万円が補助金として入ってくる。残り5,000万円は100%地方債で充当できる。3校で実施するには1億5,000万円が必要であり、これを後年度返還しなければならない。だから13年度、6年後になるのだと、こういう説明でした。しかし、3校で約1億5,000万円が必要であるということは、今年度から始めるにしても1億5,000万円、6年後であったとしても変わらないはずです。近隣地域も実施に踏み込んできています。むしろ工事を遅らせば工事費用はもっと高額になるかもしれません。夏から秋にかけての高温はとどまりません。住民の安全に関わるということであれば、橋詰橋工事に多額の税金を投入したじゃありませんか。子どもが使う学校体育館には緊急対策が必要です。体育館の空調設備は6年後というのはあまりにも遅くありませんか。前倒しを検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

教育次長 議長。

中島議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、本田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど12月議会の答弁の方をご紹介いただきましたけれども、今年度、当初予算の方におきまして、令和8年度当初予算で豊郷小学校の校舎の空調の設備の入替えの設計の方を計上しております。これは以前にもお答えしたとおりですが、令和9年度に校舎の空調設備の更新を、まず計画的に実施してから、中学校の空調設備については順次実施の方をしてまいりたいという答弁を、何度も繰り返させてもらっているとおりでございます。当然交付金も国の予算の枠の方もありますので、要望しても通らない場合は当然後送りになりますし、それがもし通れば、当初の空調の工事の設備の方も、仮に前倒しができれば、当然体育館の空調の方も前倒しの方をしていくという形になろうかというふうに考えておりますので、緊急的な整備というのは必要だという認識の方は当然持っておりますが、当然財政状況の方もございますし、まず、校舎の方をやってからというのは以前から何度もお答えしているとおりでございます。現時点では前倒しに係る部分については、まず校舎の方を実施してから、体育館の空調の方を実施したいと考えておりますので、ご理解の方をよろしく申し上げます。

以上です。

中島議長 再々質問ありますか。

本田議員 校舎は毎日勉強する場所ですから、そこでの空調はもちろん大事だと思うんですが、同時進行で計画もし、同時進行で工事もある。一刻も早く工事を進めて、子どもたちが学校で事故が遭わないように、子どもたちを守る。そういう立場で、一刻も早く実施していただきたいし、前倒しを早期に考えていただきたい、そういう計画を示していただきたいと願っているわけですが、教育長いかがでしょうか。

教 育 長 議長。

中島議長 堤教育長。

教 育 長 本田議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほど次長が答弁したとおりでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

中島議長 それではここで暫時休憩に入ります。議場の時計で50分まで。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時51分 再開)

中島議長 はい、時間がまいりましたので再開します。

次に、井上喜美子君の質問を許します。

井上議員。

井上議員 町長、教育長にお伺いします。物価高騰対応負担軽減支援について。

今、物価は上昇を続けています。物価上昇は当然家計にも影響を与え、重くのしかかり、生活の痛手となっています。食料、住居、光熱・水道、保健医療、被服及び履物、交通・通信、教育など、生活に関係するものが、物価の上昇によって、これまでどおりの生活を維持することが困難となり、何らかの代替や節約を強いられている現状にあります。しかし、これにも限界があり、現実にはそれほど代替節約はできないと思います。物価の高騰は、全ての方々に影響を与えているものであることは承知の上ですが、経済的理由により就学が困難とされている児童・生徒を養育されている保護者や、介護が必要な方がおられるご家庭には、さらなる負担の増となっています。もちろん物価の上昇に合わせて見合うだけの収入があれば言うことはありませんが、現実的ではありません。こうしたことから、必要な支援を検証する必要があるかと思いますが、以下の点について質問を行います。

1点目に、子育て世帯の経済的負担を軽減するための小・中学校入学助成金支援支給事業の助成額を見直してはいかがか。

2点目に、紙おむつ支給事業の対象を介護認定1、2以上にして、要件緩和の措置を図ってはいかがか、答弁を求めます。

教育次長 議長。

中島議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、井上喜美子議員の物価高騰対応負担軽減支援についてのご質問のうち1点目にお答えいたします。

子育て世帯の経済的負担を軽減するための小・中学校入学助成金支給事業の助成額を見直してはどうかとのご質問ですが、現下の厳しい物価高については、十二分認識しておりますが、本町の厳しい財政状況を踏まえたと、助成額の見直しは非常に困難であると考えております。ご理解をお願いします。

以上です。

保健福祉課長 議長。

中島議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、井上議員の物価高対応負担軽減支援についてのご質問の2点目、紙おむつ支給の要件緩和についてお答えします。紙おむつ支給事業につきましては、令和6年4月に、それまでの要件の1つである要介護4以上の認定を受けた者、または要介護3の認定を受け、認知症により失禁状態である者という要件を

要介護３以上の認定を受けた者に緩和しております。昨今の物価高騰の影響は受け止めておりますが、様々な事業を継続して行っていく中で、当該事業の要件緩和は難しく、現状のままでお願いしたいと考えております。

以上でございます。

中島議長 再質問ありますか。

井上議員 小・中学校の助成金ですが、小学校は１人につき１万円、中学校は１人につき２万５,０００円、これは所得制限とかはあるんですか。物価高で、体操服とかにしろ、洗い替えを買ってあげたいと思っても１枚しか買えないとか、そういうご家庭の方もいるということちょこちょこ伺いまするんですが、せめてＴシャツ１枚とか、それは現物支給とかそういうこともすることはできないですかね。おむつの方もですが、緩和されているということは今聞いて分かっていますが、これは、別に確実に決まってこれだけしろとかそういうものじゃなくて、年金生活者だけの方であれば、もうパット１枚にしても結構負担になってきているということを聞いています。そこら辺はパットを２か月に１袋支給してあげるとか、そこら辺はまた福祉課の方で聞いてもらえば、介護度がもう１つ分かるかと思うんですが、そこら辺の緩和もできませんかね。

教育次長 議長。

中島議長 西山教育次長。

教育次長 それでは井上議員の再質問にお答えいたします。

小・中学校入学助成金については、これについては、子どもさん全てに支給しておりますので、所得制限はございません。現物支給についてというふうにご意見の方いただきましたけども、こちら金額の増額とほぼ同義になりますので、現時点では、財政状況の方も踏まえるとかなり厳しいというふうなお答えしかできないことについてご理解の方をいただきたいと思います。

以上です。

保健福祉課長 議長。

中島議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、井上議員の再質問にお答えいたします。

パッドの支給等も考えてはどうかということではございますが、一般施策の方で紙おむつ支給を行っていることもございますので、ある一定の限度というものは定めていかないと考えております。事業実施を安定的に運用していくためにも、このままでお願いしたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

中島議長 再々質問ありますか。

井上議員 おむつ支給事業の方ですが、町が出している要項ですけど、町長が特に必要と認めた方って書いているんです。第2条の4番に。町長が認めた特に必要と認めた方とはどのような方ですか。

保健福祉課長 議長。

中島議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、井上議員の再々質問にお答えいたします。

こちらの特に必要と認めた者というものですが、特にこういった場合というものが、今すぐにお答えするものがないんですけれども、こちらの対象者の要項に上がっている以外の方で、どうしても必要であるというような状況におられる方がいらっしゃいましたら、ご相談を受けた上で、特に必要と認めた場合、支給させていただくというものでございます。

以上でございます。

中島議長 次の質問に入ってください。

井上議員 町長にお聞きします。見守りQRシール等の配布について。見守りQRシールとは、QRコードを印刷したシールであって、衣服や持ち物に張りつけて使用し、認知症の高齢者が外出した先で道に迷うなど行方不明になった場合に、携帯電話等の機械の機能を使ってQRコードを読み取ることで、あらかじめ登録してある認知症高齢者の登録番号及び公的な連絡先を表示できる二次元コードを印刷したシールです。また、表示された登録番号を警察及び公的な連絡先に伝えることで身元が分かり、早期の発見保護につながるといったものです。私の確認した範囲ではありますが、見守りQRシール等の配布は、多賀町、愛荘町、竜王町、日野町、彦根市、米原市、長浜市、東近江市といった市町では既に実施されています。

そこで本町においても、認知症高齢者の行方不明者の早期発見、保護及び地域の見守り支援の充実を図る支援として手段として有効と考えますが、本町にも購入する考えはありませんか。答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

中島議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 井上議員の見守りQRシール等の配布についてのご質問についてお答えします。

井上議員がおっしゃいますように、滋賀県内でQRシール等を配布している市町があることは認識しております。以前に本町でも導入について検討しましたが、まずはひとり歩きで行方不明のおそれがある方の把握に努め、本人の写真と家族の連絡先を確保することを優先しています。認知症高齢者等見守り支援

事業の申請を進め、同意を得られた方については、豊郷駐在所、彦根警察署等に情報提供を行い、情報を共有しています。さらに、家族で探したいとの要望があれば、豊郷町高齢者安心見守り家族支援サービス事業を実施しています。こちらはGPS端末機のサービス利用開始に係る初期導入費用の補助を行っております。現段階では、QRシールを配布することは考えておりませんが、不特定多数の方に気づいていただけることもあり、1つの有効な手段であると思っております。

以上でございます。

中島議長 再質問ありますか。

井上議員 簡単に、今の課長の答弁では、どう言ったかな。見つけられるというのかな、今発見、彦根署とか駐在所と連携を取ってと言っていますが、県外に行ったときとかね、認知症の方の行動はどのようにされるか分からないですよ。地域内とか豊郷町、彦根市ぐらいだったら何とか早期発見でも、顔見知りの人がいるかもしれませんが、万が一認知症の方が県外とかに行ったとき、そういうときの早期発見はどうやってされるつもりですか。

医療保険課長 議長。

中島議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 井上議員の再質問にお答えさせていただきます。

県外に出られた方につきましてですが、まず私どもが事業として最優先にしております、先ほども申し上げました認知症高齢者等の見守り支援事業の申請というのがございます。こちらにつきまして、同意を得られた方につきましては、警察はもちろんですが、県内の市町、場合によっては県外の市町の行政等に連絡が行く形となって、高齢者の方が行方不明ですということを情報共有をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

中島議長 再々質問ありますか。

井上議員 情報共有は分かるんですが、どこの誰、特定するに当たって、やっぱり時間も必要となってきますよね。早期発見のためには、この方はどこの誰というのをいち早く特定したいんです。家族にしても心配な部分も多々出てきますね、行方不明の時間が長くなればなるほど。いち早く、その認知症の方はどこの誰ということ特定するためのQRシールですよ。だから全員が全員じゃなくて希望する家族の方、もしうちの人は徘徊するやろうかと、そういうの見通した上で、家の人との申込みに来はると思うんですけど、そのときにそういう説明をして、うちのこの家族はどこに行くか分からん認知症やと。早期発見のためのQRシ

ールです。顔見知りだけでは、必ずよう似た人もいるんですよ。万が一事故に遭われたときなど、どこの誰というのをいち早く特定することはちょっと難しいと思うんですけど、そこら辺はどのように考えておられますか。

医療保険課長 議長。

中島議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 井上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

町内につきましては、町内事業所、各事業所の方々の見守りもしていただきまして、特定につながっているところですが、井上議員がおっしゃいますように、県外に出られる方につきましては、家族さんの車に乗っておられる方で認知症をお持ちの方で、万が一県外等に出られた場合、いち早く特定するためには、QRコードを読み取っていただいて、発見された方が見つけていただいた方がQRコードを読み込んでいただくことによって、家族さんの方に連絡が行くなり、警察の方に連絡することについての、特定の見つけることができる1つの手段であるとは認識しているところでございます。

以上です。

中島議長 次の質問に行ってください。

井上議員 では町長にお伺いします。すまいるたうんばす、デマンド車車両運行の検証について。町はすまいるたうんばす運行事業、利用補足支援事業による各事業を行っています。令和6年度の主要施策においては、町はすまいるたうんばすが、年間6,343人、デマンド車が年間316人、それぞれ利用されたとの報告をされていきました。しかし、利用者からは、医療機関に行くのに本数が少ない、利用しにくいとの声を多々聞きます。

現在運行されているすまいるたうんばすの時刻表を見てみますと、4地域を運行されていますが、医療機関の受診に利用するとすれば、第1便と第2便との間に1時間以上の差が生じています。また、4地域からの医療機関に到達する時刻は、豊郷病院前に到着する第2便を例にとると、最も早い地域では9時43分、最も遅い地域では10時41分となります。ここには約1時間の差が生じていて、利用のしづらさがうかがえます。

そこで下記のことについて答弁を求めます。

1点目に、すまいるたうんばすの令和7年度2月末時点での1か月間の利用者人数は、A車両及びB車両のそれぞれの1日の利用者人数は。

2点目に、デマンド方式による車両運行の令和7年度2月末時点での1か月間の利用者人数は。また1日の利用者人数は。

3点目に、すまいるたうんばすの運行で、1週間の利用者が多い停留所名を多

い順に5か所、また利用者が少ない、利用がないといった停留所名を8か所、及びそれぞれの利用人数をお聞かせください。

4点目に、全てを網羅するには非常に困難であるとは理解しますが、例えば医療機関への時間帯8時30分からおおむね9時30分までの便を増車するための時刻変更を行う。2、1週間のうちで利用者が少ない、または利用者がいない停留所については、統合または廃止するなど、検証をもとに委託先である社会福祉協議会及びあすなろ福祉会並びに町の3者が協議検討して、利用される方々により利用者しやすい運行に努めていただくよう働きかける必要があると思いますが、以上、答弁を求めます。

保健福祉課長 議長。

中島議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、井上議員のすまいるたうんばす、デマンド車車両運行の検証についてにお答えします。

まず1点目の1か月間の利用者数でございますが、こちら集計の関係上、令和8年1月末現在でお答えさせていただきます。ご了承ください。1か月間の利用者数は379名で、1日の利用者数は年間通しての平均で、A車は約9名、B車は約14名でございます。

2点目でございますが、こちらと同じく令和8年1月末現在の月平均でお答えさせていただきます。1か月間の利用者数は平均24名で、1日の利用者数は、日にもよりますが、多い日で5名ほどの利用がございます。

3点目でございますが、停留所ごとの利用者数の把握はしておりませんので、お答えすることができません。ご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

4点目でございますが、すまいるたうんばすは町内をおおむね巡回して運行しておりますことから、医療機関への運行路のみを増便することは難しいと考えます。しかし、医療機関からの委託に関しましては、デマンド車を利用し、ご帰宅の補足支援をさせていただいております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

中島議長 再質問ありますか。

井上議員 人数を聞いていれば、さほど運行の路線を見直すということも不可能ではないかと思うんです。この運行の地図も見ていますが、無駄とか無駄ではないけども、同じところをぐるぐると、どういうのか1つの地点があったらそこを一周ぐるっと回る。路線をもう少し見直せば、何とかなるのではないかと。もう一度路線の見直しを検討される、もう少し便利よくなるように、難しいと思いま

すが、何とかもうちょっと皆さんが利用しやすいように、もうバス停の近くから近く、あまり乗ってない。それは運転者に聞いても分かるかと思うんです。もうこの時点はいつもいてないよとか、ここはよく乗らはりますとかいうのは分かってくると思うので、そこら辺も連携を取りながら、運行の路線をもう少し検討するお考えはないですか。

保健福祉課長 議長。

中島議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、井上議員の再質問にお答えいたします。

運行路の見直しについてでございますけれども、過去に2年間の利用実績の方の検証を行いまして、利用率の高い停留所等を網羅したルートを、町内各所ができるだけ網羅できるようなルート設定になるように、見直しをかけてきたという経緯がございますね。そういったことから、現段階では、運行路の見直しの方は行うことは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

中島議長 再々質問ありますか。

井上議員 2年前に検証したということですが、去年。

中島議長 10年前。

井上議員 10年、10年前といたら一昔前ですよ。その間に、高齢者も増えてきているわけです。高齢になっていくとこれから多々増えていく中で検証しない、難しい。何とか難しいとかはつきり言わずに、そこを難しくても、やっぱり町民の皆さんのためのすまいるたうんばすなんですから、もう少しそこを優しく、もう1回検討してみますとか、検討する余地はあると思うんですけど、いかがですか。

保健福祉課長 議長。

中島議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、井上議員の再々質問にお答えいたします。

全くしないというわけではございませんけれども、今十分に、期間はたつてはおりますけれども、その当時かなり細かく検証を行って、今のルートをようやくつくったということでございます。本当に今現在利用されておられる方も、今のルートといいますか、ご利用されている方も喜んで利用されている方もいらっしゃるということです。議員がおっしゃいますようになかなか全てのことを網羅することは本当に難しいことでございますので、このまま現状のままでお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

中島議長 次に、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員 1 2 番。

中島議長 今村議員。

今村議員 それでは、一般質問を一問一答でさせていただきます。人口減少社会における町公共施設の長寿命化と利活用の推進をということで、町長。教育長にお尋ねいたします。

人口減少、また少子高齢化社会の中で、本町は町民サービスを維持しながら、公共施設の管理委託、管理運営、利活用を進めることが求められています。そのために施設の長寿命化施設維持経費の削減を計画的に進める必要があります。また、貸館業務を拡大して町内外の利用拡大で使用料収入の増収を図ることも、必須課題です。その立場で、下記の質問をいたします。

①町営住宅内の佃団地、大溝団地、宮の西団地の耐震診断と耐震補強改修で、全室入居者を入れ、今後 30 年間利活用を進める。

②貸館業務をやっている役場本庁の管理室は貸館の使用料規程の中に入っていなかったもので、これは私の勘違いだと思いますので、そこは削除いたします。

旧豊郷小学校、豊栄のさと、隣保館、児童館、いあきがい協働センターなど、使用料収入向上を目指し、町内外に広く利用できるよう、使用規則等の見直しと宣伝広告の強化を進める。

③人口減少社会の中で、町民には利便性と低料金を保障し、町外の方には、安心安全の施設として、リピーター利用が増える貸館を目指す必要があると思いますが、見解を求めます。

人権政策課長 議長。

中島議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の人口減少社会における町公共施設の長寿命化と利用の促進をの①の質問について、人権政策課からお答えいたします。

まず、施設の維持経費の削減のため、佃、大溝、宮の西団地の耐震診断と耐震補強改修で、全室入居者を入れ、今後 30 年間利活用を進めてはとのことではございますが、昨年 3 月の議会でも、この団地については同じことを質問されておられます。この 3 団地についても令和 5 年 3 月に公営住宅長寿命化計画でお示ししているとおりでございます。

以上です。

総務課長兼
企画振興課長 議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、１２番今村議員の人口減少社会における町公共施設の長寿命化と利活用の促進をのご質問のうち、私の方からは②と③について合わせてお答えをします。

まず、貸館の使用料についてですが、先日、豊郷町使用料及び加入金の徴収に関する条例の一部改正を可決いただいたところです。町外の方の貸館利用が特に多い豊郷小学校旧校舎群について、町外の方に限ってのみ、使用料を増額する設定をさせていただいておりますので、議員のご質問のように、町民には利便性と低料金を維持したまま使用料収入の向上が見込まれます。今後も公共施設の適正な維持管理を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

中島議長 再質問ありますか。

今村議員 再質問を行います。①の町営住宅の中で、佃団地また大溝団地、それから宮の西団地ですけれども、町の公共施設等の総合管理計画の中では、この３団地は廃止をしていく方向だということで、前回もお聞きをしております。この佃団地は、建築されて５２年目、今年は５２年たっております。大溝団地が建設されて５１年、宮の西団地は建設されて５０年という中で、３団地につきましては、耐震診断の実施もしておりませんし、また、ここは主な構造が木造という建て前になっております。このことは、この公営住宅の建て替えとか耐用年数、それを締めましたら、耐用年数は経年劣化等に伴いまして、鉄筋コンクリート造は耐用年数７０年、それから木造では耐用年数３０年というふうになっております。ですから、この３団地は既に耐用年数を超えて２０年以上、そういう、非常に入居者にとっては、不良住宅として入居していただいていることになるんですよね。そのことで、現入居者がいるという現段階の中で、これをどう新しい入居者を入れないという形でずっとやっておられますが、でも既に住んでおられる入居者がいらっしゃるわけですから、一定の改修なりねそういったことは、施設の劣化、安全上必要だと思うんですよね。そういったことも計画的にやっていただきたいと思うんです。

それと、改良住宅にしても、あそこも、先ほどの指摘では、あそこは改良住宅は住宅地区改良法に基づいて不良住宅を除却して、そのあてがいとして改良住宅が建設された経緯がございます。でも、先ほど、もう既に町に返還された２５戸があるという話を課長はなさっておりますが、全国でも改良住宅についても同じぐらいの、山口県周南市は改良住宅が１８３戸あるんですが、住まなくなった住宅については、地方自治体が改良住宅の空き室を公営住宅法に基づく公営住宅とみなして、一般の低所得者の皆さんに住んでいただく、こういった事業展

開、同対はもう一般施策になりましたから、そういう扱いで入居者を増やしていくということもやっておられます。

そういうことを考えると、空き家はもう、潰すから何もしないという、そういう発想ではなくって、やはり低廉な家賃で低所得世帯と子育て世帯なども利用できるように改修して、また利用できるところは利用していく。もう耐用年数があまりにも過ぎているところは、どうするかというのは、建て替えも含めて考えていくということも一定必要だと思いますが、それについていかがですか。

それと、貸館業務の話なんですけど、私は先ほど総務課長にご答弁していただきましたが、旧豊郷小学校のあそこの貸し館は町外の人が一番利用されるから、それで料金体系をちょっと変更させていただいたと言いますが、私は豊栄のさとの貸館業務こそ見直しが必要だと考えているんです。豊栄のさとは、基本的には社会教育施設として公民館機能も併設した施設ですけど、全国では、こういう公民館施設と地域の市民センター的な施設と一本化して、貸館業務を一本化していく、こういったところも近年は出てきています。その1例として、神奈川県藤沢市というところがあるんですけど、ここも公民館と地域センターを同じような扱いにしていくと、管理者を町長にして、社会教育施設においても貸館としていろんな便宜を図って町内外、市内外の人にも利用していただくと、そういう施策を進めておられます。そういったことを豊郷町でも、駐車場もあれだけ増設されたことですし、町内外、町外の人にも利用したくなる貸館業務へと見直しが必要だと思いますが、その点について、そういうことで豊郷町の町外の人からいろんなことで興味を持ち来町していただける、こういった施設を目指すべきじゃないかなと思いますが、再度答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

中島議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました、長寿命化計画の中で、佃、大溝、宮の西の3団地については、国の判定基準に基づいて住宅の物理的特性による判定ということで、躯体の安全性、避難の安全性等がありますが、3団地については、耐震診断による耐震性の判断及び耐震改修による耐震化が行われていない団地で、判定結果には対応改善不可の住宅とされております。このことから耐震補強改修で全室入居者を入れることはできません。また、今後30年間利活用を進めることは困難な状況であることを理解していただきますようよろしくお願いいたします。

あと、改良住宅については、発言通知書にございませんで、回答は控えます。
以上です。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

貸館につきまして、議員おっしゃる豊栄のさにつきまして、先ほどの旧校舎群と同じで率は違いますが、町外の方については、割増料金を取っております。

以上のことで、町民には利便性と低料金を維持したまま町外の方にも、使っていて、利用料の向上が見込まれると思っています。

また、貸し館については、貸し館が増えれば、いい部分もございますが、逆にマイナスの部分もあるということを決して忘れてはいけないと思います。特に夜間になりますと、電気代、それからトイレを使われますと水道代、それから、本来発生しなかった貸館対応する職員の人件費、もろもろが新たに発生してくることになります。それと、計算をしまして、どちらがいいのかというところには、まだまだ議論の余地があるというふうに考えております。

以上です。

今村議員 再々質問。

中島議長 再々質問。

今村議員 町営住宅の有効活用という点で、質問をしているんですが、課長はもう物理的にそういったあれはもうできませんという形で言いますけど、現状で、佃団地とそれから大溝団地、そしてもう1つ、宮の西団地に入居されている方は何人今いらっしゃるんですか。その方々が借地借家法で入居権はありますから、退去しない限りは住み続けられるわけじゃないですか。そういうことを考えた場合に、もう耐用年数が過ぎているから、もう何もしないと。順次いなくなったら廃止していく。転居されたりもし、そこでお亡くなりになったりいろんなことで、そういうことだけでいいとは私は思わないんです。

やっぱしそこで住んでいる限りは町営住宅ですから、町もちゃんと管理、それから修繕もしていくべきだと思っていますし、改良住宅も、地区改良事業で、同和対策事業の一環でやったけど、もうそこで承継もいなくて町に返還したところもあるということは、基本的には町営住宅の1つなんです。だからそういうところも有効活用するというのは、町として25件も空き家があるんだったら、不良住宅の課長がおっしゃる佃、それから大溝、宮の西からこっちへ移転して、こっちで住めるのだったら住みたいわと言う人もそっちに行っていて、

耐震性のあるところで安心して住んでいただくというのも、町政の施策の一貫だと思います。そういう点で、課長は今後の展望はどう思っているのでしょうか。それをちょっとお聞きしたい。

それから、貸館の問題ですけど、もうこれからね人口減少、またいろんな公共施設の維持管理、こういった面をいかにクリアしていくかとなれば、使用についても、社会教育施設というイメージだけでは使用は増えないんですよ。だから、そこに使用区分で、営利の関係で使用できるとはなっているけど、もっと具体的にどういう団体、またどういう企業、また市内に町内にどれだけの人が個人でまた団体で住んでおられるとか、そういう来場者がもう半数未満の団体でも、町内が主たる本拠地だったらその人たちにも使えて、営利でも使えるという形の柔軟性を、やっぱりこれは町自体でも研究して、そういったことを進めていくことが、私はこの前、図書館の30年記念事業で、童話作家の長谷川先生が来られましたが、あのときは町外からかなり来ておられました。長谷川先生の講演を聞きたいと言ってね。

だから、そういういろんなことを工夫すれば、豊郷町に関心持って、近隣の市町からも来ていただける、こういったことにもっとPRして、その価値とやっぱりあそこの長年のランニングコストをね、ときどきいろんな修繕も要るわけです。そういうことを考えたら今からそういうことをしっかり考えて計画していくことが大事だと思っているんですが、それについて、答弁をお願いいたします。

人権政策課長 議長。

中島議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再々質問にお答えいたします。

ちょっと申し訳ない、3団地の空き状況について今資料がございませんので、お伝えできません。先ほども申し上げました。公営住宅をまだ、なおかつ入居者を募集して、入居してはというお話です。改良住宅の空き家の25人についても、人を入れてというお話ですけども、そういうような計画にないようなことは考えておりません。

以上です。

中島議長 今村君。

今村議員 では検討してください。いろんなことを見てください。

続きまして、低所得世帯、低所得子育て世帯への町支援拡充を、町長、教育長にお尋ねいたします。

わが国は1億総中流社会は崩れ、中流以下の貧困世帯が増えてきています。若者では非正規就労が増える中、働く貧困層も増え、結婚や子育てを諦める労働者

が増え続けています。この方々は、低賃金で働き続け企業にも物として扱われ、次世代への労働者再生産ができない、また、定年になった年金生活者も年金だけでは暮らせない低年金高齢者が増えています。豊郷町を見れば、老いも若きも一人世帯が増え、物価高騰の中、将来の希望の持てない、住民が今後も増え続けると想定されます。豊郷町で住む全ての町民が、将来に希望を持って暮らせる町政を願いたい、その観点で質問をいたします。

①豊郷町における政府統計等による直近の貧困率を世帯人数で説明してください。

②児童扶養手当受給世帯数並びに人数を説明してください。

③介護保険料徴収町基準のうち、本人住民税非課税の第1段階から第5段階までのそれぞれの直近の人数を教えてください。

④後期高齢者医療制度で法定減免の7割5割2割、それぞれの直近の人数を説明してください。

⑤国民健康保険制度で、法定減免の7割、5割、2割のそれぞれの直近の人数を説明してください。

⑥町内の貧困世帯への町独自支援の拡充が必要と考えますが、見解を求めます。

保健福祉課長 議長。

中島議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、今村議員の低所得世帯、低所得子育て世帯への町支援拡充をの、私からは1番、2番、6番のご質問にお答えいたします。

まず①の豊郷町における貧困率でございますが、貧困率は、町単位での公表がないためお答えすることができません。ご了承ください。

②の児童扶養手当受給世帯でございますが、認定につきましては97世帯でございます。

⑥の貧困世帯への町独自支援の拡充でございますが、貧困世帯の把握ができないため、低所得世帯への支援としてお答えさせていただきます。低所得者世帯支援としましては、非課税世帯等への給付金として、令和5年度、令和6年度と支給させていただきました。また、低所得設置者世帯に限らず、在宅高齢者支援事業や福祉医療助成等を町独自で継続して行っておりますことから、支援の拡充については考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

医療保険課長 議長。

中島議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の低所得世帯で所得子育て世帯への町支援拡充をの質問のうち、

③④についてお答えします。

まず③の介護保険料の第1段階から第5段階までの所得段階別被保険者数でございますが、第1段階290人、第2段階201人、第3段階160人、第4段階156人、第5段階339人でございます。

次に、④後期高齢者医療制度の保険料軽減者数でございますが、7割軽減451人、5割軽減173人、2割軽減150人でございます。

以上でございます。

税務課長 議長。

中島議長 山田税務課長。

税務課長 今村議員の低所得世帯、低所得子育て世帯への町支援拡充をのご質問の⑤についてお答えいたします。

⑤の国民健康保険制度の保険料軽減者数ですが、7割軽減が417人、5割軽減が203人、2割軽減が191人です。

以上です。

中島議長 再質問はありますか。

今村議員 町の貧困率は、はかってないから分かりませんという話でしたけど、大体この②から⑥までの人数からいくと、国が発表している貧困率の世帯というのは標準、中央値の中の大体これは470万前後が標準世帯収入という形だから、230万以下の年収の人、そういう方々は、基本的には貧困世帯と言えるという感じなので、児童扶養手当世帯も年収230万以下、介護保険の法定軽減の人も、介護保険は1割、2割ぐらいで重複していてもそれなりに、大体介護保険は2,000人ですから、2,000人のうちのこれでもう半分ぐらいになりますよね。半分ぐらいの方は、そういう低所得の方だと。後期高齢にしても、後期高齢の人数は1,000人弱です。だからそれでこの500、600、700だから、6割強ぐらいは低所得の方です。国保税は、国保税の関係は、どんどん最低基準が所得控除が引き上げられてきていますからね。でもその中でも7割、5割、2割で人数的にはかなりいらっしゃるというのがありますから、世帯的にも半分を超えるぐらいはいるということかなと思っております。

こういう中で、私が思うのは、今は物価高騰で本当に暮らしが大変な状況で、今度町としては、国の物価高騰対策地方創生交付金で2万円の1世帯当たりの給付を考えているという説明を受けましたが、それよりもやっぱり町独自でできることもあるのではないかと。こういう世帯に対して、必要なときに医療や介護、また生活支援という形で緊急融資とか、そういういろんな町でできる取組も考えていくべきだと思うんですけれども、そういうことに関しては今まで何

遍もお聞きしましたけれども、町の減免規定はあるんですが、要は町長が別途必要とするものというところではほとんどないわけです。だけど、やっぱりこの時代にそういう人たちをやっぱし取りこぼさないで生きていける、そういうための支援というのは必要だと思うんです。だからそういうことをぜひ、生活保護も、また増えてきていますよね。だからそういうこともぜひ考えてほしいんですけど、それに対して、政策的に何か今後やる計画があるんでしたら説明をお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

中島議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。

昨今の物価高騰の影響を受けておられるということも、非常に痛感はしておりますけれども、町といたしましても、現状そういった支援の方は考えておりませんので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

今村議員 最後。

中島議長 再々質問。

今村議員 支援は考えていないと、もう全然検討すらしないという言い方だったんですが、それで町民の皆さんに対して町の姿勢というのは、町独自のそういう貧困対策や子育て支援や医療、介護サービスの充実というのは、低所得世帯、また子育て、独り親世帯などに何も今の現状以上のことはしないということは、今まで満足しているということで理解してよろしいですか。

伊藤町長 議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。

これからもしっかり行政運営をやらせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

中島議長 次に入ってください。

今村議員 続きまして、子育て世帯の支援充実をということで、町長、教育長にお尋ねいたします。

豊郷町で子育てをしたい若者世帯に待ち受ける最初の関門が、保育施設が充実しているか、子育て費用に対する行政支援が充実しているかと考えます。子育てをするなら豊郷町と評価されるために、下記の質問に答弁を求めます。

①長年懸案の0歳児、1歳児等の待機児童問題は、新年度で解消されますか。

②国は小学校給食の無償化を予算化を上げよう言っています。わが町は町独自ですので、独自でもう既に小中学校の給食費の無償化実施しておりますが、

幼稚園児と保育園児の給食費無償化の実施を求めたいと思いますが、いかがですか。

教育次長 議長。

中島議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村恵美子議員の子育て世帯の支援充実等のご質問にお答えいたします。

1 番目の 0 歳児、1 歳児の待機児童については、4 月 1 日時点で 0 人です。2 番目の幼稚園、保育園の給食費無償化については、以前からお答えしているとおりの実施については考えておりません。ご理解をお願いします。

以上です。

今村議員 再質問。

中島議長 再質問。

今村議員 0 歳児、1 歳児が 0 というのは、崇徳保育園の園長にもお聞きしたんですけど、今年は 6 人、0 歳児を受けますよという話でした。だから前進してきて、「頑張りました」とかおっしゃってくださったから、愛里保育園では 0 歳、1 歳は今年は、0 とあるけど、受け入れる愛里保育園ではあるんでしょうか。その中身を教えてください。

それから、給食費の問題なんですけど、この前も課長にお伺いしましたけど、小・中学校、幼稚園の給食事業、事業費が 9,117 万 1,000 円、これに国・県の支出金、またその他基金繰入れ、一般財源等で、幼稚園の場合は、主食が 0 円だから幼稚園の主食費は町が負担しているんですね。前もお伺いしたけど、民間はしているんですかと言ったら、いや民間はいろんな補助もありますからしていませんというお話でしたから、でもその民間保育園に対する補助要項を見ても、給食費に関しては何も書いてなかったんですね。だから、町がやる補助要項のところでも。

ですから、私は小学校給食が一応全国的に、町の負担割合はあると思うんですけど、無償化ということを国もやっと言い初めてやろうとしているから、その分が若干町の持ち出し分が減るわけじゃないですか。そういった面で、この小、中、幼稚園、保育園、民間は 2 園ありますし、その子たちの給食費も、3 歳以上は幼保無償化になっていますよね。だから給食費部分で、幼稚園の給食費で大体計算すると、3 園全部やっても、そんなにかからない、1,000 万もかからないという感じで、幼稚園の場合が、3 歳児が年間で 3 万 1,500 円、4、5 歳児で 3 万 5,000 円というぐらいですから、ここにやっぱり低所得保護者に対する軽減もかかりますのでね、だからそういうのをやろうと思ったらできるんじゃない

いかなど。今まで頑張っていた部分もちょっとこちらに回してもできるような話なんです、全くこれに対しては、やりませんの一点張りですが、せめて民間保育園の主食費で今米が高騰していますからね、負担がどんどん重くなると思うんです。その部分だけでも、やっぱり豊郷町に住む幼児のそういうサービスに公・民で違いがあるというのはおかしいから、民間に対しても頑張っていたから出すべきじゃないかと思うんです。いかがですか。

教育次長 議長。

中島議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。

来年度の受入人数について愛里保育園の受入人数は6名ですので、両園で12名の0歳児の方の受入れしていただく予定をしております。あとは副食費と食費の話ですけども、主食費については、補助の方をしていないということですけども、本来運営費、支弁費の方に含まれているというふうに考えておりますので、その分別途補助の方は現時点では考えておりません。

あと0歳児と3歳児以上の副食費の無償化の事業費についての1,000万以下でもできるのではないかとということで、当然給食費は小学校給食費無償化の方で、来年度に国費の方が入ってきますので、その分、うちの方で収入の方が入ってきますけども、もともとふるさと納税の方の財源を活用して給食費の無償化の事業の方をやっておりましたので、その分浮いた分は違う事業の方に充当する形になろうかというふうに考えております。

以前にもお答えをしましたがけれども、小学校、中学校については当然義務教育であるので、給食費の無償化の方を実施するという流れと、あと幼稚園、保育園については、それぞれのご家庭で通園させる施設というのは判断で変わってくる。当然在宅の方もおられますし、それも含めて給食費、それぞれのご家庭が保育園、幼稚園、それでも在宅というそれぞれの判断で、子どもさんの通わせる施設の方を考えておられるという部分で、こちらについては、副食費相当を補助することが適当ではないというふうに考えておりますので、事業の方は現時点では実施の方を考えておりません。

以上です。

今村議員 はい。

中島議長 再々質問。

今村議員 課長は、保育園と幼稚園、今、幼児教育無償化で3歳以上の保育園に入った子も幼稚園では3年保育で3歳から上の子は皆保育料は無償ですよ。保育園は0歳から2歳までの子は保育料がかかっているんですよ。そういう中で、私

は少なくとも、豊郷町で本当に子育てをして、子どもをここで移住しても子育てしていきたいという若い子育て世代に、やっぱり一定の公平なサービスもやるべきやと思いますし、本来は0歳から全部保育園も給食費代ぐらいは全員に無償化して、家庭におられる子に対しても家庭支援という形でしたらいいんじゃないかなと思っています。だからそういう財源は、ふるさと納税も先行きどうなるかちょっと分かりませんから、安定財源と言えるかどうかは今のところありますけどね、でも、そういうことも含めて、やっぱり豊郷町が子育てに手厚い町というのは大体みんな知っているんですよ。でも、来て途端に保育園で挫折するんですよ。そういうことをさせないために、今回は待機児童がいないということはすごくよかった。喜ばしいことですが、そういうことを町独自でも研究したらできるんじゃないかなということで、産休と育休で保育園に行けなくなる問題とかねいろいろありますよね。だからそういうできるところから、給食費だっ てやっ と小学校が国がやるぞって言い始めたんですから、ぜひ検討していただきたいと思います。町長いかがでしょう。

中島議長 要望ですか。

今村議員 いや、町長のご意見も聞きたかったから。

伊藤町長 議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 要望ですので、聞きとどめておきます。

中島議長 次に行ってください。

今村議員 続きまして、改良住宅や町営住宅の除雪対策をとということで、近年、介護施設などの送迎車が町営住宅入居者の利用者宅までとか、また改良住宅の利用者宅まで送迎に行くのに、特に長池団地は道幅が狭いんですよ。高野瀬団地はもうちょっと広くてあれですけど、もうみんなが周りが高齢化して空き家ができてい るもので、除雪がとてもできないという形で、そういう要望があるんですけども、町の除雪対策は、あれは字ごとにお金が除雪をしたという証明を出したら、三ツ池なんかは20万とか書いてあったけど、大きな字は多く、小さい字はそれに合わせてになっているんですけど、町が管理する町営住宅、改良住宅におきましては、町が、入居者から要望があれば、町の方で除雪もしていくということも必要じゃないかと思うんです。町道の方はやるんだけど、改良には入ってきてくれないとか狭い、また、町営の方もやっぱりそういう高齢者が増えてまいりますので、そんなことに対して町の独自の、必要とあらば除雪もしていただきたいということはいかがでしょう。

人権政策課長 議長。

中島議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の改良住宅や町営住宅の除雪対策をの質問について人権政策課からお答えいたします。

住宅管理者である町が高齢者のみが入居されている改良住宅の町営住宅の除雪支援をしてはとのことですが、考えておりません。

以上です。

今村議員 再質問。

中島議長 再質問。

今村議員 考えておりませんというのは、町営住宅や改良住宅の人に対して失礼な答弁だと思うんですね。そういう生活環境の安全を保障していくというのも、住宅管理者の町の責任ですから、ちゃんと考えて検討していただきたいと思います。再度答弁をお願いします。

人権政策課長 議長。

中島議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

住宅管理者が住宅の間の道を除雪することはございませんので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

今村議員 そういう決めつけ的な言い方はおかしいと思うんです。もう時間ないですけど、ぜひ検討してください。終わります。

中島議長 次に、河合勇君の質問を許します。

河合議員 11番。

中島議長 河合議員。

河合議員 伊藤定勉町長に問います。墓地の管理運営の在り方と、ある議員の町職員に対する名誉毀損疑惑のその後についてを問います。

この疑惑は、議会は地方自治法の下で、町民一人ひとりの信頼と協力を得ながら、町長その他の執行機関と対等で緊張ある関係を築き、保持して行う議会に対して冒瀆とも受け止められることであります。

私はこれまで条例に規定されているとおり、「墓地の管理は町長である」と繰り返し言ってきました。

この問題は、ある議員が、町から許可を得ずに墓地の水道ポンプを撤去・処分したことから端を発し、そうした矢先、ある議員は質問をし続けてきた私に対し、水道既設設備交換を〇〇課長から許可をもらって交換をしたと、言いがかりをつけてきました。そこで、昨年9月、定例議会において、町長に一般質問を行っ

たところ、担当課長の回答は「許可した覚えはない」との明確な答弁であったことは記憶と会議録でも明らかです。

ところが、この議員は、本会議終了後に、担当課長のところへわざわざと自分を正当化しに行ったと聞きましたので、私が直接確認をしてまいりました。事実でありました。

何よりも、地方公共団体の住民の代表たる議員が、その責務の自覚に欠け、地方自治行政に携わる者として、いやしくも一部の利益、ましてや個人の利益のために行動するようなことがないよう自戒し、もって秩序の確立を図ることを願ってやまないのであります。

私はこの問題は行政として問題にすべきであり、うやむやにすべきではないと思います。顧問弁護士に相談すべきだと町長に答弁を求めたところ、これに対する町長の回答は、「しっかりと墓地の管理運営について弁護士と相談しながら、解決に向けて進んでまいりたい」と答弁をされました。

また、先の令和7年12月定例議会では、議員の一連の不祥事等に対し、町長と教育長は自ら戒めるとして人の上に立つ者の道義的責任を果たされました。

そこで質問であります。1点目に、弁護士への相談後、解決に向けた進展があったのか、ないのか、答弁を求めます。

2点目は、町長として、さらに職員のトップとして毅然とした対応をされる必要があるのではと考えますが、答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、11番河合勇議員の一般質問にお答えします。

墓地の管理運営の在り方と、ある議員の町職員に対する名誉毀損疑惑のその後について問うについてでございます。

1点目の墓地の管理運営につきましては、課長から答弁をさせます。

2点目についてですが、課長持ち合わせの資料並びに答弁書等を持参し、顧問弁護士と相談した結果ですが、議会で課長が答弁しているとおりでありますが、現状では難しい状況ですということで助言をいただいて、アクションはちょっと起こせない状況でございます。引き続き襟を正して行政運営に当たってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

住民生活課長 議長。

中島議長 森住民生活課長。

住民生活課長 河合議員のご質問にお答えをさせていただきます。

条例で示している墓地につきましては、従来の村中の墓地とその後造成した

墓地が混在しており、顧問弁護士からは、行政の公平性を保つためには条例改正すべきであると助言いただきました。昨今では、墓地を改葬される方も多く、また信仰の自由等があり、管理については難しい問題があります。町内の墓地を対象とした条例にするよう助言いただくとともに、墓地の管理については、区または管理組合、利用者にすればと指導いただきました。今後も相談しながら進めてまいります。

以上です。

中島議長

再質問はありますか。

河合議員

まずは森課長、先ほどは〇〇課長と言いましたが、本人が名前を出したものですから、森課長でございます。

私が墓地の管理は町長だと言っているのは、墓地の設置及び管理に関する条例に明記されているからであります。今からは墓地条例と言います。当然ながら町長は町民の財産を管理しなければなりません。墓地条例には、墓地の管理は町長が行うと非常に簡潔に明記されています。町民の皆さんは、現在は何も知りません。知ったらどう言いますか。口をそろえて、それは町長が管理やでと言いませんか。また、これまで私が行ってきた一般質問から分かるように、墓石の持ち主の責任は永年貸与であります。当然であります。墓地の区画内のことであります。住民生活課長は、令和6年5月定例会での私の一般質問に対し、どのように答えたか覚えていますよね。課長は、自治区は指定管理者になることができないという理由により、墓地の管理は町長が行うと改正をしております。

当時の会議録はここに私は取り寄せました。その当時議員は定員が14名おられました。私から見ると私の前の行政の方は誰一人おられない。この後ろを見ると、今村議員、伊藤定勉町長と私です。そこで、この当時にこれが制定されました。その当時も、誰が賛成で反対か知りませんが、9対2で1人は欠席されましたので13名で、賛成が9で反対が2で、この案件は条例を定められました。もう古い話で、このようにとってますけども、それですね。

課長は、自治区は指定管理になることはできないというところで、墓地の管理は町長、当時の会議録では、道路等の管理につきましては当然町が行っていかねばならないと答弁をしております。発言されました。私は、令和6年9月の第3回定例会の会議録を改めて確認をしました。そこには、平成15年6月の地方自治法の改正に伴う指定管理者制度の導入による条例の一部を改正したと書かれていました。先ほど言いました、これです。

当時、町長に質疑をしていたのは、ここにいる今村氏であります。1つは、直営にするということであり、民間事業者の活用は少なく、サービスの向上、経費

削減等が見込めない施設であるということでもあります。1つは、自治区が指定管理者になるということができないから、直営で行うという理由でありました。

次に、今村氏は、墓地の清掃について質疑をしました。当時の総務課長は、永年貸与をしている部分について、町は管理しない。永年貸与を受けたところの除草、そういう周辺は当然利用されている方が対応する。これは、森課長が前のときにおっしゃいました。道路等の管理については、町が当然行ってこなあかんと、というような答弁を当時もしております。墓地とその周辺の清掃、除草は、墓地の永年貸与を受けている方々の対応をすることだということになります。

こうしたことから、墓地に隣接する道路及び道路照明灯並びに墓地内の通路及び街路灯、水道施設、水道灯の施設管理者は、町長であります。それとも、法に基づいた委託契約をされているところもありますか。町はできないですね。

そこで、質疑をします。

1点目に、町長は以前、墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとしていました。自ら取り下げました。どのような改正を行おうとしたのか、答弁を求めたい。

2点目、行政の職員には、聞くのは私は本当に大変失礼かもしれませんが、地方自治法第14条、各項の規定はご存じですよね。併せて言わせてもらいますと、第14条第2項では、法令に特別の定めがある場合を除いて地方公共団体が義務を課すこと、または権利を制限するには条例において義務づけること、第3項ではこの条例中に罰則規定を設けることを定めています。この規定で定められている罰則は、条例に違反した者に対し、2年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金、拘留、科料もしくは没収の刑または5万円以下の科料を科する旨の規定を設けることができるといったものであります。

そこで聞きますが、私はこのときに、皆さんも覚えていますのは、議員をなされた方が管理者に黙って施設を変えた。私はこれは、あまりにも秩序がない。議員の品位がないということで、私は長谷川貴康氏に対して辞職勧告決議を提案しました。なんと皆さん反対されました。規則ですよ、規則、町の条例ですよ。それを反対されました。ましてや、今村氏が反対討論で、長谷川貴康氏に寄付行為がなかったと認められないと。また、河合勇のしゃべっていることには信憑性がないと、何を根拠に言ったのか、私は今回答を求めたい。それで、もう仲良しこよしの賛成はやめてください。また、討論で分からないことを言わないでもう、それを言ってるのは親戚、もう本当にね仲良しこよしの擁護と親戚の擁護もやめてください。ここはそういう場じゃないですから。ここはいつも言うように、規則、法令、条例に基づいての判断をしてもらわないと、大変困ります。

以上の件で、答弁を願いたい。

伊藤町長 議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再質問にお答えいたします。

1 点目の条例改正の内容につきましてですけれども、今手元にありませんけれども、区でお願いするというような条文だったと思います。それと、おっしゃった15年のときの墓地改正のとき、これは自治法の改正によってできたということで、それですと町が管理するという形の中で、あとは利用者が管理してもらったという答弁だったというふうに私はずっと聞いておりました。よう考えたら、私も、ああそこにいたのは、多分私はいってたな、あと3人か、あれはどうやったかなというような思いでありました。

そういった中でずっと管理をしていただいた面もございます。電気代やら。しかしながら、そういう形の中で条例に違反しているという話もありまして、そこは厳密に言えばそういう形になっております。しっかりとそこを襟を正していかない駄目だったのが、正せてなかったというのと、それと、やはり弁護士の話でもありますけれども、村中と、大町のあの墓地にも、そろえて事業でやったのが一緒に全部網がかかってあると。それで、これはほかの地域の村中もやっぱり行政が関わってくるようになってくるので、やっぱり公平さを欠くのは今度のときにはしっかりとここを押さえて改正するよということでありました。

それと、課長の発言ですけれども、その後には名誉棄損云々については、その後何の問題も課長のところには話もいってないので、課長自身は何もなかったらなかなかその件については、難しいのではないかというような答弁を、指導をいただいたところであります。

しっかりと、15年から、そしてまた、その後にも墓地の改修をやったときにも、ある議員さんからは質問が出て、これおかしいの違うのかという話で、そして、よその墓地もしっかり町は管理するのかという話もありました。

今後、これは検討課題ですというのが、ずっと墓地がそのままになって置き去りにならなかったというのが、大変私自身も反省をするところであります。大変申し訳なく思っているところであります。

しかしながら、今後はしっかりと指導をいただきながら、なかなか字という表現だけで納めようというのは、今日は難しいと。やはり管理組合なりこういう形の中でというのが、やっぱり柔軟に管理していただくのがこれからはいいだろうということで、さっき課長が言いました、字及び管理組合、利用者ですけれども、そういう形の中で管理していただくという形に変えたらどうかということで

ざいますので、その点だけご理解をいただきますようお願い申し上げます。

条例を破ってとのこと、ただおっしゃるようにその行為は行政に損害を与えてないさかいになかなか難しいということを弁護士はおっしゃったのではないかなというふうに私は理解しておりますので、その点ご理解のほどよろしくお願いいたします。

中島議長 再々質問ありますか。

河合議員 町長、あまり言い逃れはしないように。条文には町長と書いてあるんですから、これは逃れられませんよ。改正はされていません。先日、3つの条例案は廃止されました。あれは皆さんが立ったから条例は廃止されました。墓地の管理者は町長ですよ。管理組合のことはどこにも書いてませんよ、そんなことは。それを改正しようと思ったんでしょう。改正は。今現実には、条例でいったら、管理者は町長ですよ。大町、三ツ池は、個人と違いますよ。条例ですよ。だから私が言いたいのは、条例に反しているのではないかとやっているんですよ。

そこで、まず、町長、森課長、何でもいいんですが、自分の財産を勝手に処分されて放っておけますか。どういう意味か分かりますか。今言ったように管理者は町長ですので、町長は損害を与えていない、損害を与えなかったら何をしてもいいんですか。何をしても。私は違うと思いますよ、ね。考えれば、やっぱりそういうようなことがあったら警察に通報するなり被害届を出すなり、裁判所に訴え出る、何とかとなりますけども、以前、私にも事件がありましてね、大町の集会所のガラス戸、窓ガラスがバールのようなものでこじ開けられて、ガラス戸が貫通して、座敷の方のサッシの錠前がバールのようなものでこじ開けて破壊されました。そのときに私は、粗大ごみの当番で勝手に我々の元の世話方同士がでてもらって、番をしようということで行ったら、そのような状態でありました。だから、私らのものではないから、私は担当課にすぐに電話をしました。ちょっと来てくれと。すぐに見てくれと。担当課から警察に連絡しましたよ。警察が来ましたよ。一緒ですよ。そうでしょう。

まずは、今言われるように私は担当課に電話したんですから、担当課が警察を呼んだんですから、警察が現場へ来て検証をしました。何人も来ました。それこそ、管理者の許可なしに町民の財産を勝手に処分されたこと自体が、不祥事事件であると私は思っております。

一連の不祥事事件では、町長と教育長は、自ら戒めるとして道義的責任を果たされました。しかし、当の本人からは反省の色も見受けられない。多くの方々が、寄付集めに来たのは長谷川氏だと言っているのに、困ったら知りません。その後は放ったらかし。墓地の所有者からは、残金はどうやったんやろう、残金がなく

なったらどうするんやろうといった声が私に何人もの方から聞かされます。墓地には、残金を貯金すると書かれています。お墓参りに来ている方は、全員が知っておられます。したがって、杉区や日栄区からも寄附がされています。このお金って公金ではありませんか。知らないと言っている長谷川貴康氏が、個人通帳を自分で持っていると言うのではありませんか。不思議でならない。長谷川氏と弟が寄附を募り歩いていた事実にもかかわらず、町民の財産を町に断りもなく処分したことを、息子のしたことは息子に言ってくれ、こんな理不尽で非条理なことがありますか。

町長、私も事が起きるたびに、下手ながらパソコンに没頭しております。町管理者の既設ポンプ修理を管理者に黙って議員が募りに歩いていいのかということパソコンで調べましたら、何と、おりますね。A I の回答が、うちには今町長が言われましたように、顧問弁護士がおります。A I の回答が、顧問弁護士に即相談しようと言っています。中身を言ってくださいよ、顧問弁護士に、今のこのことを。それでね、管理者に黙って寄附を募る行為は適切ではないと、可能性が高いと言っていると。顧問弁護士に一度相談してください。一般的に議員の役割は、議会での発言や質問を通じて町政を監視し政策を提言することで、具体的な行政事務の執行は町の管理者や担当部署が行うべきですとの回答でありました。

次に、懸念事項として、1 点目、管理者の許可なしに寄附を募った場合、修理後の責任の所在が不明確になる可能性があります。

2 点目、特定の議員が、個人的に寄附を募ることは、ほかの住民や団体との間で、公平性を損なうおそれがあります。

3 点目、身勝手な募金活動は、地方自治法に関する法令や町の規則に抵触する可能性も考えられますというものであります。

さらに、議員は、許可なく知り合いの業者に依頼していいのか、知り合いも何とかなんか遠縁になるそうですよ。ということ、A I を使って調べてみましたところ、すると、地方自治法の兼業禁止規定に抵触する可能性がある、不適切であると考えられるとの回答がありました。

これは、議員が自治体の事業に関わることで、公正な職務執行が損なわれるものを防ぐのだそうです。町長は、敷設ポンプの管理責任者であり、施設管理や維持の執行権を持っています。一方、議員は、議事機関、議会の一員であり、議決や安心が主な主役であり、したがって、議員がポンプの修繕といった具体的な行政業務について許可なく業者に依頼する行為は、職務権限を逸脱し、兼業禁止規定に抵触するだけでなく、行政の公平性、中立性を損なうおそれがあるという回

答でありました。

間違ってもらっては困りますが、もちろんA Iの回答には不正確な可能性があることは承知の上であります、正確なものでもあります。明らかなことは、現時点で、墓地は町長が管理者であるということは、揺るぎない事実であります。法律の専門家である顧問弁護士と相談して解決することを強く求めるとともに、改めて抑止の観点から、罰則を設ける必要があると提案します。

町長は行政の最高責任者であります。長谷川貴康氏が担当課長に対して、責任転換をしたような発言を許されるものではなく、毅然とした態度で、担当する部下を守るのも町長の責務であると思います。私はこの件につきましては、これで最後にしたいとは思っていますが、町長が最高責任者として、はっきりした答弁をいただかないと、今後も聞かざるを得なくなります。私も心苦しく思っております。これまでのことに対して町長は、いつまでに検討結果を出すか、どこで示すのか、明確な答弁を行っていただきたいと思います。伊藤定勉町長にお願いします。

伊藤定勉町長は、来年の4月をもって任期満了になります。後では遅い話です。私が質疑をするのももう次の次の2回しかありません。早く顧問弁護士に相談をして、言い訳なしに、条例のとおりにも顧問弁護士に話してください。私はそれを求めます。そうでしょう。自分自身が、以前は文言を変えと言ったんですから、私はやめなさいと言ったらやめたんですから、町長は。それを管理者が云々というのは、それは条例が終わってからの話でしょう。まずは条例を改正するのであればしっかりと、条例改正をするに当たってはこうですよというようなこと、文言をはっきりと決めてほしいと思います。

私も思います。町長は同じです。今の現状を、私は、変えるべきだと思っています。なぜかという、私もこの質問をするために、町内の墓地を回ってきました。もう地名を言ってもいいかな。まずは沢からずっと吉田へ行って雨降野へ行って八町、石畑、四十九院に行って、大町、三ツ池に行って、あとは探すけどどこか分かりません。本当に。ただ、墓地の中には、今言われたように、防犯灯もなければ防犯カメラもない。上水の通っているところは、四十九院以外は上水が通っていました。防犯灯はなかったような気がしました。吉田地区には防犯灯はなかったと思いました。ただ、何か掘って建てた小屋の中に井戸ポンプがありました。私は中に入っていない、公道、道路から見ましたが、それと、石畑地区に行ったら防犯カメラが1基ついていました。防犯カメラ。それを聞くと、どうも石畑と八町と2区の墓地らしいです。上水道がありました。確か防犯灯がなかったような気がしたんです。

そこで、この豊郷病院の八目の公園跡の昔の墓地、あそこに行きました。何と高野瀬区の看板が立っていました。大きいのが墓地に。あそこは、文言が書かれてまして、該当者のない場合には無縁墓地にするといいきって名前を書かされました。名前を言ってくださいと。書かされました。

私が言いたいのは何かというと、ある地域の方に、私は尋ねたところ、墓地と自治会は別やと、皆さんがそう言いました。墓地と自治会は別ですと。あるところは、清掃のときには墓地のある方は墓地の前に行ってくださいと。ない方は字とか公園とかを回ってくださいというようなことが書かれていました。私にそう言いました。私も、やはり墓石のある方は、お参りに行くんですから。その維持管理はその方たちで、私は維持管理はするものだと思っております。自治会費はあくまでも自治に使う金ですので、私はそういうようなやっぱり、修理といったらおかしいけど、そういうような方向性で使われることは私は許されないと思います。

A I にはそう書かれていますよ。1つ例を読むと、募金や寄附金を町内会、自治会の会費から支払うことは、過去に違法と判断された判例がありますと。募金は寄附行為は個人の自由意思であり、会費から支払うことで強制徴収となると、本来の趣旨に反するもので任意で行われるべきではないというのは、強制ではありませんということで、書かれていますので、この点だけ町長もしっかりと認識は持っているはずですので、私の言いたいのは、こういうようなことを条例のある間だけはきちりと守っていただきたい。それに対して、体制をしっかりしてほしい。答えてください。

町長、言っておきますけど、選挙とこれとは別ですので、やはり今言うように、任期が少ないですから。それまでにははっきりと答えが出せれば、それだったら私はまた次の次までしか言えません。それを改めて言っておきます。

伊藤町長 議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。

条例改正をするまでは現在の条例は生きていると。それはもう事実であります。ただ、おっしゃったように、ただ、今現在でも区がというところがありますから、今後改正には、区及び管理組合（利用者）という感じで書こうというような感じで思っております。その点ご理解をお願いします。

ただ、こんなことはまたさっきと同じようになりますけれども、ただ町がやけど管理は地元でしてくださいという流れになってきて、それで電灯やらポンプやらは一時期そういう形があって、途中で、やっぱりこれは違うやろとなって、

ちょうど、行ったり来たりになったので、大変皆さんにご迷惑かけたと思います。これは行政がこういう形で今までの継続したというのが、まずかった面もありますけれども、そういう形であります。

そしてまた、これは行政の問題でありますけれども、いろいろな発言をいただきましたですけれども、やはり議員の皆さんは公職ですから、公職にのっとって物事はやっていただくのはこれはもう当たり前ですから、そこらはやっぱり公職としてどのようにそれぞれが説明責任果たしてされるかわということはあると思います。

それと今までは条例にのっとってどうということは、弁護士とは相談はしておりません。ただここを町が管理するという形でお話はさせていただいたところでございますので、そこだけは1点だけはちょっと押さえてもう一遍再度相談はさせていただこうと思います。

それで6月はちょっと無理かもわかりませんが、9月までには、どういう決断になるかということは、弁護士としっかり相談して、A Iはちょっと偏っている部分もありますし、そして募金の方も一時期は募金はやっぱりその区から出したらいかんという、一時期そういう運動が起こりましたけれども、また、何か最近はこういう形で、皆さんから徴収するのは無理なのでここから出していこうというところ、こういう考えも若干あるようには聞いております。

しっかりと9月までには答えを出させていただいて、また、皆さん方に何らかの報告ができると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

河合議員 弁護士に言うてください。河合さんが証人をやりなさいと。

伊藤町長 そういうことです。

中島議長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後0時44分 散会)